

平成23年（2011年）12月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成23年12月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年12月16日（金）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（うち遅刻議員）

6 番 入江康仁

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	工門利弘	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	脇 博彦
商工観光課係長	宮原 優	建設課長	上村康二
水道課長	奥川 英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸

職務の為出席者

議会事務局次長	脇 俊明	書 記	上野隆志
書 記	玉本真也	書 記	奥川賀夫

会議録署名議員

8 番 玉津 充

9 番 奥村武生

提出議案 別紙のとおり

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

6番 入江康仁君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

本日も、脇次長が事務局長代理をいたします。

また、濱田商工観光課長に代わって、宮原商工係長が出席することを許可しております。

平野倅規議長

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

また、議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

日程第1

平野倅規議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

8番 玉津 充君

9番 奥村武生君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

平野倅規議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 松永征也君。

松永征也総務財政常任委員長

おはようございます。

平成23年12月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る12月7日、午前9時30分から、委員会室におきまして、委員6名全員出席のもと開催いたしました。説明のため出席した者は、総務課、財政課、税務課、危機管理課、それに議会事務局の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第42号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例など、条例改正議案4件と、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の、以上5件の審査であります。

それでは、審査した議案順に従いまして、経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第42号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入りました。採決の結果、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第43号 紀北町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑では、新旧対照表の旧条例には附則が書かれていないが、どうなのかとの質疑に対し、改正を行ったときの附則は新旧対照表の旧条例の部分に書かれていませんが、消えることなく、条例に残りますので、今回の改正附則も現行条例の最後に追加されますとの答弁でありました。

また、公布についての質疑がありまして、議決を踏まえて掲示場に掲示した時点が公布で

はないのかという質疑に対しまして、公布の日については議会で議決されたあと、議長から通知があり、決裁を経て掲示場に掲示して公布となりますということで、議員のおっしゃるとおりでありますと、町内9箇所の掲示場に掲示した時点となりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第46号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）のうち、本常任委員会関係部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、質疑として、給与費の増について質疑があり、4月に係長が主幹に昇格したためという答弁でありました。

以上で、議会事務局所管分の質疑は終了しました。

次に、総務課所管分について審査を行いました。質疑では、11月の臨時議会で審議した人事院勧告に伴う条例改正分が反映されているのかとの質疑に対しまして、臨時会においての条例改正により、約200万円の減額となると説明をいたしました。精査中のため、今回の補正予算には含まれていませんとの答弁でありました。

また、今国会において、給与削減の特例法が成立しないように思うが、国が実施しないものを実施することはどうなのかという、また、県内でも引き下げに関して否決している議会もあるが、どうお考えかと、見直しを考えていないのかという質疑があり、国は人事院勧告による改正を行わず、特例法を選択して実施すると言っています。人事院としては、勧告は公務員と民間の給与格差があるとはっきり言っております。国が人事院勧告を実施しないとしても、紀北町としては、人事院勧告に基づき実施するということでありますという答弁でありました。

また、共済費の追加費用の減額が大きいですが、なぜなのかとの質疑に対し、公務員共済組合制度ができる前に公務員だった方に年金を支払うにあたって、負担している分となりますが、

当初予算では、1,000分の69.5で予算措置をしておりましたが、1,000分の54.4の率が決定しましたので、その差額を減額するものであるという答弁でありました。

以上で、総務課所管分の質疑は終了いたしました。

次に、財政課所管分について審査を行いました。

質疑では、大変突っ込んだ厳しい質疑が展開されました。まず、地方交付税の計算式を説明してくださいとの質疑に対し、算定の結果、基準財政需要額は54億 3,851万 7,000円でありましたと。また、基準財政収入額のほうは14億 6,840万 6,000円でありました。その差し引きが39億 7,011万 1,000円で、この額が地方交付税として交付決定されたものでありますと。なお、当初予算では37億 3,000万円を計上していましたので、その差額を増額補正するものでありますという答弁でありました。

また、収入の25%を留保できると思いますが、これを計算した金額はいくらですか。また、予算書だと41億 4,011万 1,000円とありますが、その差額を説明してくださいとの質疑に対しまして、基準財政収入額の留保分は4億 758万 1,000円ですという答弁でありました。

また、予算書の地方交付税総額41億 4,011万 1,000円と、普通交付税39億 7,011万 1,000円の差額の1億 7,000万円は、特別交付税の予算ですという答弁でありました。

また、財政調整基金の残高が19億90万 4,000円と多額となっておりますが、近隣の自治体の財政調整基金の残高の把握はされていますかとの質疑に対し、当町のその金額は平成23年度末見込みであります。近隣自治体の平成22年度末での財政調整交付金の残高は、熊野市は27億 5,000万円、尾鷲市が12億 6,000万円、大紀町が15億 995万円、南伊勢町が16億 7,442万円、そして紀北町では15億 1,448万円でありますとの答弁でありました。

また、ふるさと応援基金で、岩崎氏から数年間にわたり寄附をいただいているが、その方に対しての町としての対応をお聞きしたいという質疑に対しまして、町長からの礼状に、広報誌やパンフレット等を同封して送っておりますという答弁でありました。

さらに、何年も寄附をしてくれた方に対して、それでは足りないのではないか、町長からの礼状は直筆のものですかとの質疑に対し、礼状については、以前よりパソコンでつくった礼状に署名していただく形でお送りさせていただいておりますとの答弁でありました。

さらに、礼状はパソコンでつくったものに署名するだけでなく、直筆で書くよう町長にも伝えてくださいとの質疑に対し、そう伝えますとの答弁でありました。

次に、15ページの保険料収入について、件数と保険会社の名前、どのような事業に使うのかを説明してくださいとの質疑に対し、保険料収入については呼崎集会所、便ノ山集会所、

渡利集会所の台風による3件の被害分で、加入団体は全国自治協会の建物災害共済で、共済金は水害ですので被害額の2分の1となっており、集会所修繕料に充当しておりますとの答弁でありました。

また、起債の利子の減額補正について減額となった要因を説明してください。また、どの程度利率が下がったのですかとこの質疑に対しまして、平成22年借入分の起債の借入総額が4億4,530万円ほど少なくなったことと、利率については予算段階では安全率を見込んで、平均して1.6%見込んでおりましたが、最終的には1.127%に下がってきたことによる減額補正であるという答弁でありました。

また、財政力指数について、全国的に見ると当町よりも低い数値の自治体はたくさんあります。近隣市町の状況も大切ですが、全国的にも調査、研究すべきでないかという質疑に対し、全国的にも類似団体等の状況なども考慮して、健全な財政運営をしていきたいと考えておりますという答弁でありました。

さらに、財政改革について財政課長としてどのように考えておられるのか、意見を聞きたいという質疑に対し、地方交付税の合併特例措置が平成28年度から段階的に削減が予想されるなど、今後は厳しい財政運営が予想されることから、これまでも行政改革により経費削減に努めてまいりましたが、引き続き経費の削減に努めていくことと、起債についても標準財政規模の約2倍を目安として、起債残高は120億円台をキープし、財政の健全性に配慮しつつ、町としても必要な事業については、国、県の補助等の活用も図りながら、実施していかなければいけないと考えておりますとの答弁でありました。

以上で、財政課所管分の質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について審査に入りました。

特に質疑はありませんでした。

次に、危機管理課所管分の審査に入りました。

質疑では、消防デジタル無線整備事業の内容について説明してくださいとの質疑に対しまして、平成28年5月までに整備する必要があり、昨年度は基本設計、今年度は実施設計を行っており、来年度に事業実施になろうかと思っておりますとの答弁でありました。

また、事業の内容につきましては、消防無線には共通波と活動波があり、共通波は県下全域で電波が運用されており、活動波は消防組合単位で運用されております。現在、共通波について県下全域で整備するために行っている事業であるという答弁でありました。

また、消防デジタル無線の整備をする理由について説明してくださいとの質疑に対しまし

ては、国から平成28年5月までに整備するよう指示されており、平成28年6月以降はアナログ無線は使用できないようになるためであるという答弁でありました。

また、道瀬地区の消防団員の話ですが、台風12号の際、全く情報が入ってこなかったのも、何とかしてほしいという話を聞きましたが、どうお考えかとの質疑に対しまして、主な消防団詰所においてはテレビを配置する準備を進めておりますという答弁でありました。また、各分団まで確実に届くように、今後、検討していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

また、尾鷲市では県の単独事業で輪内地区にIP電話網を設置して、文字通話ができるようになっておりますが、紀北町はなぜ取り入れないのかとの質疑に対しまして、尾鷲市では県の単独事業で実施したと聞いていますが、ほかにも衛星携帯電話を設けるとか、さまざまな手段がありますので、今後、考えていきたいという答弁でありました。

また、コンビニ等では被災があった場合に、自動販売機等の便宜を図っていただけるとかと思いますが、どのようになっているのかとの質疑に対しまして、自動販売機の災害協定について、コカコーラセントラルジャパンと締結しており、災害時には無償で提供していただくということになっておりますとの答弁でありました。

以上で、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）に関する、総務財政常任委員会所管関係の質疑はすべて終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました5件の案件についての、審査の経過と結果についての報告を終わります。

平野倅規議長

次に、教育民生常任委員長 玉津充君。

玉津充教育民生常任委員長

平成23年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る12月9日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例

改正議案1件と、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、ほか特別会計補正予算3件の、合計5件の審査です。

それでは審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の、当常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、18ページの地区集会所管理事業ですが、修繕する集会所の名称と修繕箇所を教えてくださいとの質疑に、9施設で10件の修繕となります。呼崎集会所については、台風6号の被害による外壁等修繕が19万8,450円で、このうち半額は保険で補てんされます。便ノ山多目的集会所施設につきましては、台風12号の被害による玄関ドアの枠、裏出入り口ドアガラスの破損修繕が5万3,550円で、これにつきましても半額は保険で補てんされます。渡利集会所につきましては、台風12号の被害による浄化槽ブローア一取替え修繕が5万4,075円で、半額は保険から補てんとなります。新田多目的集会所施設につきましては、老朽化に伴う雨樋の修繕で、13万9,230円です。また、新田多目的集会所施設及び中新田集会所の玄関前カーポートの柱に当て逃げがあり、尾鷲警察署に届け出ていますが、放置するのは危険なため、修繕費として4万4,100円の2箇所で、計8万8,200円です。道瀬集会所につきましては、平成20年に修理した和室の雨漏りの経過観察のため、開いたままになっていた修理部分の天井の修繕と、国道側のエアコン部分の雨漏り修繕で、合わせて14万5,950円です。出垣内集会所につきましては、台風12号で発覚した雨漏りですが、保険対象とはならない修繕で48万3,000円です。前柱集会所につきましては、三重県が施工する2級河川船津川河川改修のために生じた損失について、事業損失補償9万8,184円で、全額三重県からいただくものです。上里福社会館につきましては、浄化槽ブローア老朽化による取り替えて5万2,500円ですとの答弁でした。

次に、予算が認められれば早急に実施をお願いします。あと、カーポートの当て逃げのような事件は過去にもありましたかという質疑に、認めていただければ早急に修繕したいと思えます。カーポートの当て逃げのような事例は以前はありませんでした。この修繕につつま

しては、一般財源で直しますが、保険の請求もしていますので、保険が下りれば3月補正で歳入として計上しますとの答弁でした。

次に、集会所建設の要望があるところはありますかという質疑に、集会所建設の要望につきましては、合併以前から出ているところが3件ありますが、用地が確保できないとの理由で持ち越されています。それと、教育集会所の老朽化に伴う地区集会所としての建て替えの要望が1件ありますとの答弁でした。

次に、その3件はどこですかという質疑に対し、紀伊長島区の横町地区、加田地区、平成台地区で、教育集会所の老朽化による建築の要望は片上2区ですとの答弁でした。

以上で、住民課所管分の質疑は終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、22ページの紀北広域連合の運営事業費負担金で408万3,000円あがっているのですが、歳入でも精算金844万6,000円入っているのですが、これの整合性について説明を求めますという質疑に、歳出について説明させていただきます。全体で408万3,000円でございますが、この内容については浄化槽の改修、汚泥の引き抜き料、仮設トイレ設置一部負担金これらですが、台風12号の大雨で浄化槽が冠水し、その影響で周りの土砂が流出して破損してしまいました。そういうことで、急きょ、仮設トイレを設置しました。これが今回の予算ですとの答弁でした。

次に、22ページの身体障害者福祉費の説明欄の障害者介護・訓練、以下2つの中身を教えてくださいませんか。それともう1つは、24ページの老人福祉総務費の中の配食サービス事業利用者の増であったということですが、高齢化もあるのでしょうか、配食サービスをやっている業者の方も4件ですか、3件ですか、ありますが、どの部分でどうやって増えているのか、わかっていたら教えてくださいとの質疑に、この身体障害者福祉費の障害者介護・訓練等ということですが、4万6,000円ですが、平成22年度障害者介護・訓練等給付費国庫負担金による精算です。それと県費の精算です。それと障がい者の認定等事務費の精算金の3つの合計です。

それから、24ページの配食サービス事業ですが、当初予算のときには52名分を置いていましたが、今回、この10月ごろから長島のほうで弁当をやっていた民間業者がやめて、利用していた人のところに行き届かなくなったということで、この配食サービスを申し込んできました。その分10人ぐらい増えました。その分の3月までの予想を立てての金額でありますとの答弁でした。

次に、配食サービスは純増ということではなくて、業者がやめたので、その人たちの分が

入ってきたということで増えたということでよいのですかとの質疑に、52人から10人ぐらい増えたということで、今後、推移していくと思いますとの答弁でした。

次に、25ページの民生費3項の1目です。放課後児童クラブ対策事業で、夏休みの受け入れ増加分をお聞きしたいのですが、金額というところではなくて細かい内容というのが、あまり明確にお聞きしたことがないので、認識不足かも知れないのですが、受け入れ側になっている方はどのような資格を持っていることであって、受け入れている間の事故等、児童に対しての責任等はどれぐらいの範囲の責任を持たれているのか、ということをお聞きしたいと思いますとの質疑に、現在、紀伊長島区で毎月ですと3人、海山区で毎月15人、それで夏休みで11名、夏休み7月、8月ですけれども、海山区が36人となっていて、今回、補正で予算をみさせてもらったのは、紀伊長島区で8人増えて、海山区が21人増えたということで予算計上させてもらっています。範囲ですが、小学校3年生までとなっています。それから責任ということでございますが、担当のほうから説明させていただきますとの答弁でした。

次に、担当課長から、放課後児童クラブを実施する際には、厚生労働省から放課後児童クラブガイドラインを示されていて、それに基づいて放課後児童クラブの運営を行っています。その放課後児童クラブのガイドラインの中身については、生徒1人当たりのスペースや、指導員はこういう方が望ましい。保険等を掛けてくださいと、ガイドラインに基づいて実施していただいておりますとの答弁でした。

次に、ガイドラインに基づいて受け入れている方は、特殊な資格があるということではないと考えてよろしいのですかという質疑に、担当課長から、資格につきましては健常児を受け入れる際には、特に放課後児童クラブの専門職としての資格はありませんし、必要はないです。ただし、障がい児の方がすでに入っていますが、そういう方については、障がい児に対する、ある程度知識を持っている人のほうが望ましいのではないかと示されていますが、特にこういう資格がないとできないというものはないですとの答弁でした。

次に、25ページの放課後児童クラブですが、夏休みに特別増えたということで、補正ということですが、当初でも1,000万円あるのですが、これは今後、夏休みは増えるということはある得ると思うのですが、補正ではなくて当初で組み込むという考えはあるのでしょうか、度々このように補正があるのは、今後の予定等を含めて質疑がありました。これに対し、今後、夏休みに関しましては読めないところがあるので、今回、どれだけ増えてきたということだと、ある程度の人数を見込んで、これから予算を計上していきたいと思いますとの答弁でした。

次に、放課後児童はどのような面倒を見ているのか調べていますかの質疑に、内容については学校が終わってから夜6時まで見ているわけですが、勉強を教えたりしていますとの答弁でした。

以上で、福祉保健課所管分の質疑は終わりました。

次に、環境管理課所管分については、27ページ、塵芥処理費の事業委託料の中で、資源ごみリサイクル促進事業56万9,000円については、衣類の処理が増えたので補正をしたということですが、当初よりも衣類の量が増えたということですね。その要因と年々の傾向とかを教えてくださいとの質疑に、衣類の処理量については、当初は2万5,000kgの処理量を見込んでいました。9月末で1万9,090kgを処理しており、10月から3月までの見込みを立てますと、2万2,800kgで、合わせて4万1,890kgとなり、当初の差が1万6,890kgの増が見込まれますので、その分について計上しました。

また、衣類の処理料金については、キロ当たり31.5円になります。増になった要因とその年々の傾向については、高齢者の衣類や子どもの衣類が最近増えてきています。処理量については平成21年度で3万1,228kg、平成22年度3万6,880kgと、5,652kgの増になっていますとの答弁でした。

以上で、環境管理課所管分の質疑は終了しました。

次に、学校教育課所管分については、質疑はありませんでした。

学校教育課の質疑は終了いたしました。

次に、生涯学習課所管分につきましては、41ページの住民生活に光をそそぐ交付金事業について、当初予算で805万円を見込み、今回、補正予算で312万5,000円を計上しましたが、前倒しにして事業を行うことになった経緯を、もう少し詳しく説明願いますとの質疑に、紀北町には町民センターの図書室と、紀北教育会館にある児童図書館、紀伊長島区多目的会館の図書室の3つがあります。今年度に入り新たに導入する図書システムの調査を開始し、この3館をネットワーク化することが可能であることと、自宅のインターネットから図書室にある本の検索をできるシステムがあること、さらに、県立図書館へのアクセスも可能であることが判明しました。そのため、システム導入を今年度に前倒ししましたとの答弁でした。

次に、3款のネットワーク化については、当初からの予定だったが、インターネットで検索できるシステムについての導入予定はなかったのか。今回、自宅のインターネットから検索できるシステム、県立図書館へアクセスできるシステムが、新たに事業内容にプラスされたのか。当初の予算にその部分が入っていたのか説明をお願いしますとの質疑に、この事業

へ取りかかるにあたり、尾鷲市、熊野市で事前調査を行いました。そして今年度に入り導入するシステムを検討したところ、新たにそのようなシステムがあることがわかってきましたとの答弁でした。

次に、このような便利なシステムがあるとわかり、早く皆さんに利用してもらうために、来年度の事業を前倒して、システム構築すると理解してよろしいですか。当初に予定されていなかったシステムを導入することで、予算が増えてくる可能性はあるのか、その点について答弁を求めますという質疑に、昨年度、基金に積み立てていただきました金額は 2,242 万 2,000円です。その枠内で実施していくため、増額の可能性はありません。今回の支出を含めまして、来年は 1,120万円程度で図書の購入を中心に事業を展開していきますとの答弁でした。

以上で、生涯学習課所管分の質疑は終了しました。

以上で、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）に関する教育民生常任委員会所管関係の質疑は、すべて終了しました。

討論に入り、討論はありませんでした。次に採決に入り、全員賛成、よって本案の委員会関係部分については、原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第48号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

14ページの基金の積立金ですが、本会議で、課長は累計で2億1,000万円あることについて、まだ足りないようなニュアンスで説明があったと思います。今までは1億円前後で推移してきていますが、そのときには全く少ないということになります。このことはさておきまして、国保世帯は何世帯ありますか。インフルエンザ等で多くの患者が出たときに、基金が問われるのはわかるが、国保世帯は生活が苦しいというぎりぎりの線で生活している人が入っている制度なので、1億円前後の基金でいいのではないかと思うが、課長の判断をお聞きしますとの質疑に、国保世帯は3,593世帯です。基金現在高はこのままでいけば2億1,000万円程度になると本会議で説明し、まだ十分な額でないとお答えしましたが、平成21年度末で2億5,000万円ほどあった基金が、平成22年度中に補正で1億7,200万円ほど取り崩し、平成22年度末には7,800万円となり、このくらいの差が生じるものです。平成21年度末の2億5,000万円とはいうものの、中には前期高齢者交付金の返還すべき金額6,000万円が含まれており、実質は1億9,000万円です。今回の補正で前期高齢者交付金を1億円増額していますが、これは2年前の実績による精算で4,000万円増えてきたために、この額になってい

ます。この部分だけで1億円の差が出ています。医療費は月々1億3,000万円から1億5,000万円ほどかかっており、高額医療も含めると、さらに上回る医療費となります。このように変動が激しいこともあり、国保を運営する側として安定した運営を行うためには、2億1,000万円の基金があっても、まだ安心できないという意味合いで申し上げましたとの答弁がありました。

次に、考え方の違いかも知れませんが、変動が激しいから急激な医療費の増加に対応するためにということもわかるのですが、被保険者の生活は大変厳しい状況にあると思います。例えば3,593世帯の中で、安定・安心の医療を提供するためには、いくら見積もっても多すぎるのではなく、被保険者の生活を守っていくために、保険料の減額を考えてもいいと思います。全国でも保険料を下げているところもありますし、そのあたりの考え方を持ち合わせているのかどうか、お聞きしますとの質疑に、委員のおっしゃることもよくわかります。ただ、国保の平成22年度の1人当たりの医療費が、県下でワーストワンになってしまったのですが、1人当たりの保険料は県下20位という状況で、平成21年度は19位、平成20年度は18位と低いほうへずれています。被保険者にとって保険料は少しでも安いほうがいいのは当然ですが、県下でも高い医療費を払っていくには、少しでも多く基金を持ったほうが良いのではないかと考えています。お金が余ったから保険料を下げます。お金が足りないので保険料を上げますといった変動ある運営でも困りますし、今の時点で保険料を下げるということは考えられませんかとの答弁でした。

次に、国保の一体化はどこまで進んでいるのですかとの質疑に、医療費の制度改革は第一弾が平成25年度、第二弾が平成30年度ということで全国で進行しており、三重県も平成30年度を目処にして、国保の都道府県広域化を順調に進めていると聞いています。以前、委員が広域化により被保険者の声が届きにくくなるのではといったご意見もいただいておりますが、届きやすくするような手立てをとっていかなければならないと思います。広域化によって、従来の市町ごとに保険料が異なるといった不公平さがなくなるなどの良い点もありますので、広域化を見守っていきたいと考えていますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了しました。

討論に入り、反対討論として、安全・安心な医療を提供するということは大事な点だと思えますが、景気の低迷が続いている中で、国保世帯にとっては厳しい状況なので、基金に積み立ても理解できるが、取り崩してでも保険料の軽減を図っていく方向が見られないという点で反対しますとの反対討論がありました。

賛成討論として、合併する前の紀伊長島町時代から、高医療指定を受けている中で、簡単に言えば医療費を国の平均まで基金も落とさなさいという、反対討論ですが、問題は病人を減らすということであり、高医療指定から外れるためには金額を下げるのではなく、医療費のかからない健康状態になるということで着眼点が違うように思います。なぜ、高医療指定になったかという、高齢化も進んでいるし、いろいろな問題がある。これは住民課だけではなく、各課で取り組んでいただくことだと、以前から申し上げていたことだが、これが一向に良くなれないという意見で、以前よりはよくなっていると受け取っています。住民の皆さんが安心して医療を受けることができるようにするためには、今の課長のような考えを持って取り組んでいただけるのは、住民の方々も安心されるのではないかと思います。今後ともそのように住民の方々を思って予算を組んでいただくと同時に、高医療費を減らしていくために、住民課だけでなく、各課にも働きかけて、健康維持に取り組んでいただきたいと思っておりますとの賛成討論がありました。

次に、採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決するべきとして決定いたしました。

次に、議案第49号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

予算書の中身ではありませんが、後期高齢者医療制度は政権が変わってから、すぐ廃止するという方向でしたが、5年先送りになり、その後の状況について教えてくださいとの質疑に、後期高齢者医療制度が平成20年4月から始まり、この制度に対し賛否両論がある中、その翌年の平成21年11月に、高齢者医療制度改革会議が発足しました。その中で、平成25年度を目処に、さらなる大改正を行おうと全国で進めているのが第一弾の改革と聞いており、法案の提出は1年遅れるような話を聞いていますが、あくまでも目標は平成25年度だと聞いていますとの答弁がありました。

以上で質疑を終了しました。討論に入り、討論はありませんでした。次に採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第50号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の審議を行いました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のと

おり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された5案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

平野倅規議長

次に、産業建設常任委員長 太田哲生君。

太田哲生産業建設常任委員長

平成23年12月議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告します。

去る12月8日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、農林水産課、商工観光課、建設課、水道課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託された案件は、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）そして、議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の当委員会の所管部分の2件の審査であります。

それでは、審査をした議案順により、経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の産業建設常任委員会の所管部分の審査を行いました。

初めに、「農林水産課所管部分についてであります。

第3目漁港管理費の漁港管理事業 254万 4,000円の増額について、説明では台風12号による堆積土砂の撤去費用とありましたが、これは港湾に土砂が堆積したのですか。またこの港湾ですかとの質疑があり、漁港管理事業 254万 4,000円の内訳は海野漁港の土砂撤去で、海野浦集落から漁港に向けての排水路があり、漁港側出口に土砂が堆積しており、緊急に撤去しなければ集落内に冠水する恐れがあったため、土砂撤去したものです。それに加え、海野浦漁港と島勝漁港内の台風12号による漂着流木等の撤去も含まれていますとの答弁でありました。

第2目水産業振興費の漁業振興対策事業費の 306万 4,000円は、どのような内容ですかとの質疑があり、漁業振興対策事業の補助金の増額は3点あり、まず1点目は、東日本大震災津波被害による定置網災害復旧事業に対する補助金で、事業費が 6,946万 8,000円、事業主体が三重外湾漁業協同組合です。事業費に対する財源内訳は国が3分の1、県が3分の1、地元負担が3分の1となっており、町としまして3分の1の地元負担の10分の1補助する 231万 5,000円です。

続いて2点目として、共同処理施設災害復旧事業補助金で、これも東日本大震災によるもので、引本港湾の養殖場の方塊移動、ロープの取り替え等で、国の災害査定を受けたものです。事業費が600万4,950円で、財源が国の補助金が90%で396万2,000円、地元負担が44万1,000円となっており、地元負担の2分の1の22万円補助するものです。

3点目は、台風12号によるもので、引本浦地区の養殖魚類にへい死が発生しており、その処分78tについて、三重外湾漁業協同組合からの要望があり、東日本大震災、津波被害と同様に処分費52万8,978円の補助をするものですとの答弁がありました。

定置網災害復旧事業の、事業費6,946万8,000円は、三重外湾漁業協同組合の国からの補助対象の事業費ということでのいいのですかとの質疑があり、この事業は事業主体が三重外湾漁業協同組合で、国の補助金は直接、三重外湾漁業協同組合に入るといふ事業ですとの答弁がありました。

紀伊長島港の水揚げは、一時、県内1位という盛んな時代があったが、現在は水揚げ高が年々減少しています。水産業の振興ということでは水揚げを増やすということが重要だと思われる、町が地元で補助するよう陳情も出ているが、一向に具体的な補助が出ていません。員外船より、まず地元の中型船を水揚げすることが重要で、地元船や員外船が地元で水揚げすることは、地元商店等での購入、燃料の補給等、地元に対する効果が大きいと思われるので、来年度予算に地元水産業水揚げ増加につながる予算編成をお願いしたい。また、こういう意見が、産業建設常任委員会であったということ、町長に伝えてもらいたいとの質疑があり、地元への水揚げは地元への波及効果があると考えられます。このことは町長へも伝えますが、地元への水揚げ高が増加するような振興策を、今後、考えていかなければならないと思っていますとの答弁がありました。

第3目林業施設費の中の工事請負費の場所と町有林造成費の中の委託料726万8,000円の内訳を説明してくださいとの質疑があり、林業施設費、工事請負費の県単林道改良事業500万円の場所は、下河内にある林道鍛冶屋又南線で、事業内容は林道の舗装工事です。次に、町有林造成事業の事業委託料は、今年度、紀北中学校改築の木材として、海山区の小山浦の矢所にある町有林を伐採し、その伐採地の地拵えから、植林を外部に委託するものですとの答弁がありました。

第5目農地費の有害鳥獣対策事業15万円について、電柵設置の材料費の補助ということですか。また、今までの実績と件数はどうなっていますかと質疑があり、有害鳥獣対策事業15万円の増額は、電柵設置に対する補助の決算見込みです。また、金額としては150万円で、

件数としては35件を見込んでいますとの答弁がありました。

サル、シカ等の獣害に対して苦情が多いのか。また、紀北町鳥獣害防止総合対策協議会が立ち上がり、イノシシ、シカに対し報償費が出ていると聞いているが、農業委員会からも報償費が出ているのですかとの質疑があり、有害鳥獣に対する連絡は受けていますが、駆除までは聞いていません。また、報償費はサルで1万5,000円、イノシシ、シカに町で3,000円、紀北町鳥獣害防止総合対策協議会から4,000円支出しており、農業委員会やJAからは支出していません。しかしながら、JAにも獣害に対する補助があるそうです。今後、JAと協議していきたいと考えていますとの答弁がありました。

今年度の予算で、サル、イノシシ、シカの駆除に対する報償費はどうなっているのかとの質疑があり、今年度はシカ75頭、イノシシ75頭、サル120頭で、予算額225万円を当初予算に計上していますとの答弁がありました。

サル、イノシシ等の苦情は聞いていないと言われたが、本当はないのか。また、イノシシの檻が不足しているのではないかと質疑があり、苦情とは認識していませんが、サル、イノシシに対する連絡は多くいただいています。また、檻は狩猟免許を持っている猟友会の方に依頼しないと設置できませんので、今後、猟友会の会員や猟友会との話し合いをしながら、檻が不足する場合は購入したいと考えていますとの答弁がありました。

サルの報償費は2万円から1万5,000円に下がったと聞いています。猟友会の方にサルの駆除をお願いするならば、報償費を2万円に戻す必要があるのではないのですかとの質疑があり、サルの駆除は農業委員会からも建議で要望が出ており、報償費の額については、今後検討していききたいと考えてますとの答弁がありました。

林道災害復旧について、資料を見るとすべて紀伊長島区の林道であり、海山区では林道災害はなかったのですか。それとも県に委託する等の工事があるのですかとの質疑があり、海山区においては、町管理の林道は8路線しかなく、あとは森林組合管理の林道です。台風12号により崩落等小規模な災害箇所はありましたが、国補事業の災害復旧事業に該当するような災害はありませんでした。また、森林組合管理の林道についても、町からの林道維持管理の補助金で修繕できるものであると聞いていますとの答弁がありました。

予算書の説明欄に工事名がわかるように記載していただきたいとの質疑があり、予算書の作成は財政課で行っており、システム上可能かどうか判断しかねますので、財政課にこういう要望があったことを伝えさせていただきますとの答弁がありました。

以上で、農林水産課分の質疑は終了しました。

続きまして、商工観光課所管分についてであります。

県補助金の観光振興緊急対策補助金とは何の目的ですかとの質疑があり、これは東日本大震災等で観光客の入り込み数が非常に減っています。特に宿泊であるとか高速無料化が6月に終わりました、道の駅等への入り込み数がかなり減りました。大体10%程度減っているのですが、プラス9月の台風の影響で大幅に落ち込んでいます。そういうことで、少しでも回復させるためにということで、県が補正予算を組みました。それに対応して町もPR活動をどんどん行いたいということの中で、こういう事業が生まれましたので、今回、県の募集に対しまして補助金の交付申請をしましたところ、いただけるとの内諾をいただきましたので、補正予算に計上したのが経緯ですとの答弁がありました。

県補助金の55万円はどういうところに使われるのですかとの質疑があり、歳出としては、第3目の観光費の110万円です。内訳としては需用費、燃料費と手数料、作成等委託料、使用料で観光PRをし、紀北町自体を知っていただきたいということもありますとの答弁がありました。

今回の補正予算でもFM三重に番組を委託すると聞いております。当初でもFM三重に対して委託していると思うのですが、それとの整合性の問題、それと、ほかに本会議でも出しましたが、浜口熊嶽氏の件に対して明快に説明してくださいとの質疑がありました。まず、当初予算との比較ですが、当初予算については番組を作成していただくという委託契約をさせていただいています。毎週金曜日、ほっと紀北町という番組を放送させていただいています。紀北町のいろんな話題や旬の食べ物屋さん、いろんなPRをさせていただくということで、番組作成ということで委託しています。今回の補正予算で計上した分については、スポットコマーシャルということで、20秒コマーシャルを2週間で25回させていただく、それを5スパンで行います。1日3ないし4回流れるということです。いろんな時間帯にいろんなリスナーがいますので、そこに訴えかけていくということで考えています。

それから、浜口熊嶽氏のお話ですが、これにつきましては、本会議で同僚議員からご指摘をいただいたあとに、三重FMから聞き取りをさせていただきました。内容的なことを申し上げますと、ほっと紀北町の番組内で担当のパーソナリティが浜口熊嶽氏の銅像を見て興味を持ち、取り上げたいということで、同僚議員を紹介していただき、取材をさせていただきましたが、人心自由術の部分について、放送基準に合わないと申し上げた件について、三重FM放送の職員の対応に不適切な部分があり、同僚議員に失礼があったことをお詫びしたいとの報告を受けていますとの答弁がありました。

以上で、商工観光課分の質疑は終了しました。

続きまして、建設課所管分についてであります。

第1目住宅管理費について、何戸ぐらいの住宅の管理費として見積もっているか教えてください。また、戸数としてはどのぐらいで、修繕費の積算をどのように行っているかについて教えてください。そして補正分の警報器等は、なぜ当初予算に計上していないかを教えてください。また、当初予算計上分の割当についても教えてくださいとの質疑があり、海山区14団地、紀伊長島区11団地があり、すべての住宅の管理費です。また、管理戸数は311戸でございます。ただ、1戸当たりの金額については計算しておりません。当初予算における修繕料については、町内一円分として計上しております。内訳につきましては、あけぼの団地C棟ガス配管修繕工事117万4,000円、前桂団地浄化槽機器取り替え24万7,800円、長浜輪戸団地非常警報設備修繕16万3,800円となっています。この3つについては突発的なものであり、今後、必ず修繕していかなければならない箇所ですので、それを含めた補正をお願いしたものですとの答弁がありました。

第2目道路橋りょう維持費のうち、備品購入費のミニ油圧シャベルの機種はどのようなものですか。また、直営班において使用することと思いますが、現在の土木業界の不況時における直営班での事業実施継続におけるメリットについて説明をお願いしますとの質疑があり、2トン車に乗るサイズで選定しています。バケットサイズはコンマ1㎡です。直営班については草刈り、側溝の掃除、カーブミラー等修繕のさまざまな補修を行っております。そのうち住民の皆様から依頼のある中の小さな工事ではありますが、手作業ではできない油圧シャベルが必要な小工事などが多くあり、それについて迅速な対応が可能であり、感謝の言葉をいただいていますとの答弁がありました。

対応の早さについては聞き及んでおり、住民の方々は喜んでいてと思いますが、直営班運営にかかる金額、延べ人数、年間箇所数を教えてください。また、購入するミニ油圧シャベルはバックホウ1台新品ですかとの質疑があり、バックホウ1台新品です。資料につきましては後ほど委員長まで提出しますとの答弁がありました。

第1目住宅管理費についてであります。古い老朽化した木造住宅もあると思いますが、建て替え、新築の計画などはありませんか。また、先日の町営住宅入居者選考委員会でも入居できなかった方もいました。その中には、町外在住の方でも海山に職場があるということで申し込みをされた方もいました。需要と供給というわけではありませんが、住宅があれば海山に住みたいという人もいます。また、東日本大震災を教訓とした場合に、災害弱

者の方が山に逃げられない。また、沿岸部に住んでいる方の中には、逃げたくても逃げられない方もいます。そういった方のためにも町営住宅を兼ねた避難場所の建設を考えることも大事だと思いますが、いかがですかとの質疑があり、現段階では建て替え等については考えがございません。また、現在、町のほうでも災害に対してさまざまな事業を展開しており、議員の言われたことも減災の1つの方策であると思います。しかし、現段階では建て替え、新築等の計画はありませんので、計画時には取り入れていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、災害復旧費は台風12号による被害分のみですか。15号分も含まれていますか。また、国庫補助率を教えてくださいとの質疑があり、台風12号による被害のみで15号による被害はありませんでした。補助率につきましては3分の2でございますとの答弁がありました。

以上で、建設課分の質疑は終了しました。

以上で、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第5号）に関する産業建設常任委員会の質疑はすべて終了しました。

次に、討論に入りました。反対討論、賛成討論はありませんでした。

次に、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）水道課関係の審査を行いました。

付託案件につきましては、水道課の追加説明はなく、質疑もありませんでした。

次に、討論に入りました。反対討論、賛成討論はありませんでした。

次に、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、産業建設常任委員会に付託された2案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

平野倅規議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

平野倅規議長

11時05分まで、暫時休憩をいたします。

(午前 10時 48分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 11時 05分)

平野倅規議長

先の9月定例会において継続審査となっていました平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定のほか、4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長 平野隆久君。

平野隆久決算特別委員長

おはようございます。

それでは、決算特別委員会に付託されました案件について、審査経過並びに結果について報告いたします。

先の9月定例会において、決算特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました平成22年度紀北町一般会計及び平成22年度紀北町国民健康保険事業、紀北町後期高齢者医療、紀北町介護サービス事業の特別会計歳入歳出決算認定、平成22年度紀北町水道事業会計決算認定の5案件につきましては、去る11月8日、9日の2日間、それぞれの各担当課職員出席のもと、委員7名において審査を行いました。

それでは、認定号数の順に審査経過並びに結果について報告をいたします。

認定第2号 平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、最初に、議会事務局所管分の審査を行い。事務局長説明後、質疑に入り、需要費の消耗品で85万円のうち、法規の追録で50万円とのことですが、総務課とは別々に追録がなされているのかの質疑に対し、

議会の場合は、議会に関する法規ということで、総務課と重複したものは少ないということですが、内容等を調べ、総務課とも調整を図ってみたいと思います。検討させていただきますとの答弁でありました。

以上で、議会事務局所管分の質疑を終了し、総務課所管分の審査を行い、総務課長説明後、質疑に入り、地域協議会の会議の運営方法について、委員が住民の意見を集約し、反映させているのならそれでいいのだが、協議会を活性化させる意味で、公募制を採用しているところもあると聞いていますので、委員を公募により決めることも検討してはどうですかの質疑に対し、協議会委員の方には町の現状等を十分説明していますし、その中でテーマを決めていただき、時間を余すことなく議論をしていただいています。その中で、委員個人の意見も発言されますが、住民からいろいろと意見を聞いてきて、その内容を協議会で議論しているところも多々ありますとの答弁でありました。

36ページの文書広報費の中で、町例規集の加除代がどれぐらいの支出だったのか。また、ほかの課にも同じものがあるなら経費削減として統一すべきではないのですかの質疑に対し、町の例規集や国、県の法令集については、総務課で一括して扱っており、各課には詳細なものがあり、それらについての加除代は各課で支出しています。総務課の加除代としては150万8,413円支出していますとの答弁でありました。

情報公開の報酬15万円はすべて不用額となっているが、情報公開を積極的に行っていないということなのですかの質疑に対し、情報公開の報酬15万円は、公開に不服申し立てがあった場合に、町村会で組織する審査会で審議していただく報酬であり、22年度は不服申し立てがありませんでしたので、全額不用額となりました。通常の情報公開は行っていますとの答弁でありました。

選挙費は国、県で全額みてもらえますか。また、事務において時間外単価の基準はありますかの質疑に対し、町議会議員選挙、町長選挙以外の選挙については、国、県のほうから全額きます。職員の時間外単価については一般の時間外単価を使っていますとの答弁でありました。

文書広報費のことですが、この中に企画課所管分も含まれている。3月議会でも述べましたが、当初予算の段階で1課1目にすればいいのではないかと思うので、財政課とも検討してほしいとの質疑に対し、1課1目の問題については、総務課だけでの判断は難しいと思いますので、財政課にこのような意見があったと伝えさせていただき、協議していきたいと考えていますとの答弁でありました。

以上で、総務課所管分の質疑を終了し、財政課所管分の審査を行い、財政課長説明の中で訂正がありました。平成22年度決算にかかる主要な事業の成果及び予算執行の実績報告書の8ページ、ここなんですけども、8ページの基金管理事業の財源内訳の訂正で、上段の予算額そのほかのところ、1億4,036万9,000円を2,636万9,000円に訂正し、起債の部分でなかったところが、1億1,400万円の訂正であります。あと下段の部分の決算額においては、そのほかのところ1億4,081万9,000円を2,681万9,000円に訂正して、起債の部分に1億1,400万円を入れるということになります。

その後、質疑に入り、広報11月号に平成22年度決算の状況が掲載されていましたが、決算特別委員会の審査の前に掲載してもいいのですかの質疑に対し、決算の公表は地方自治法第233条第6項普通地方公共団体の長は、決算をその認定に関する議会の議決及び監査意見のあわせて市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつその要領を住民に公表しなければならないとされていましたが、本年の5月に一部改正され、普通地方公共団体の長は、議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならないとなっています。したがって、9月定例会において議会の認定に付した決算の内容を、町広報により住民にお知らせさせていただきました。しかし、今後はこちらご指摘いただきましたことを踏まえ、町広報等への掲載時期については検討させていただきたいと思っておりますとの答弁でありました。

交付税の算定で、基準財政収入額の計算方法と25%留保分の金額を教えてくださいとの質疑に対し、基準財政収入額は、町税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金（児童手当分を除く）、交通安全対策特別交付金を合わせたものです。そのほとんどが75%分で、25%は留保されますとの答弁でありました。

以上で、財政課所管分の質疑を終了し、出納室所管分の審査を行い、出納室長説明後、質疑に入り、36ページの会計管理費の役務費のうち、指定金融機関事務取扱経費の1万2,000円についてと、指定金融機関の扱う件数についての質疑に対し、指定金融機関で取り扱いをする公金に対する手数料はすべて無料ですが、件数については相当数あり、正確な数字は把握していませんとの答弁でありました。

以上で、出納室所管分の質疑を終了し、企画課所管分の審査を行い、企画課長説明後、質疑に入り、東紀州観光まちづくり公社に、当町は345万3,000円の負担金と職員2名を派遣しているが、組織が発足してから10数年経過しても成果が出ていない、何をしているのか。また、他市町の金額はどれぐらいか、人員はどれぐらいか、膨大な金額なのでチェック機能

が働かなければならない。地域同士で競い合うことが活性化には望ましいと思うとの質疑に対し、決算書37、38ページの企画費の中で、東紀州観光まちづくり推進事業費負担金 345万 3,000円を負担しています。組織が発足してから10数年になり、当初は東紀州地域を活性化させたいと、東紀州地域の活性化協議会として事業を行ってきています。現在は東紀州観光まちづくり公社に改編しましたが、その間、熊野古道の世界遺産登録への取り組みや、東紀州地域の活性化に向けたさまざまな取り組みを行ってきています。当初、東紀州地域活性化協議会には、各市町からそれぞれ職員1名が駐在していましたが、現在では職員2名ずつ駐在させ、県からも数名派遣されています。事業内容は大きく分けて、観光振興、まちづくり、産業振興の3つの分野の事業を軸に展開し、尾鷲と熊野に事務所があり、多彩な活動を行っております。人員は各市町からそれぞれ2名が駐在していて県職員が4、5名と、事務補助員等で組織しています。予算的には345万 3,000円が紀北町の負担金で、5市町がそれぞれ負担していますが、熊野地方だけの事業も展開しているので、熊野市、御浜町、紀宝町については負担金が多少多くなっています。基本的には市町が半分、県が半分で、平成22年度の予算額が4,362万 5,000円のうち、紀北町が345万 3,000円を負担しています。県の負担金は1,900万円程度です。内容については観光関連事業を中心にかなりの事業を展開しており、東京、名古屋、大阪などでもPR事業を展開するとともに、体験事業なども行っています。エージェントに対しての働きかけも相当行っています。費用対効果については、今ここでお答えするのは難しいですが、熊野古道を訪れる方たちの数でもわかるように、世界遺産熊野古道をはじめ、東紀州の知名度アップにも大きな効果が出てきているものと思っております。熊野古道関係だけではなく、食や宿、さまざまな体験事業、ツアー事業など、年間多くの事業を展開しています。その中から生まれた1つが、熊野古道の世界遺産登録でもあります。地域が競い合うのは大事であることは認識していますが、一方、東紀州の広い地域を売り込まなくては認知度も上がらないことと、各市町もそれぞれに努力して活性化に向けて取り組むことの、双方の取り組みが必要だと思っておりますとの答弁でありました。

町民アナウンサーの謝金だが、金額はどれぐらい払っているのか、平成22年度はいくら払ったのかの質疑に対し、1回 5,000円です。現在、アナウンサーは4人の方々と交代をいただいています。平成22年度は42回で21万円でしたとの答弁でありました。

現在のCATVの加入状況で、海山区と紀伊長島区とで格差が生じているので、現在の加入率を教えてください。CATVの加入格差を解消するための町としての考えはないのか、町が負担してでも加入させてはどうかの質疑に対し、加入率ですが、紀伊長島区は97から98%

海山区が70%を超えました。平均84%ぐらいで徐々に加入率は上がっています。加入の経緯は合併以前の旧紀伊長島町と旧海山町では、考え方が違っていたのはご存じだと思います。海山町では加入金等は個人でお金を負担して加入をとという考えでした。そのようなことから、途中で方向転換すれば、これまでお金を払って加入された方との間に問題が生じるなど、現状では難しいと思われまますとの答弁でありました。

以上で、企画課所管分の質疑を終了し、税務課所管分の審査を行い、税務課長説明後、質疑に入り、決算書の14ページの固定資産税の収入未済額が突出していますが、その理由はどういうことが考えられますか。現年度課税分の不納欠損 8,000円があがっていますが、現年度課税分の不納欠損とはどういうことですかの質疑に対し、固定資産税の滞納額が増えていることについては、年金収入だけしかない方や、紀北町以外に住んでいる方の滞納が多くなってきています。ただ、この方々に対して督促なり、差押えの手立てをしていますが、このように滞納額が増えてきています。不納欠損の 8,000円につきましては、相続放棄がありました。地方税法第15条の7の5項に、限定承認にかかるものについては、納入義務を直ちに消滅することができるという規定がありますので、欠損させていただきましたとの答弁でありました。

以上で、税務課所管分の質疑を終了し、住民課所管分の審査を行い、住民課長説明後、質疑に入り、住基ネットに関する実績を教えてくださいとの質疑に対し、平成22年度について住基ネットの決算額は 210万 3,630円です。利用状況は広域交付住民票が56件で、内訳は発行が37件、承認が19件です。住基カードの発行状況は90枚です。公的個人認証の電子証明書は69件、3万 4,500円の支出となっていますとの答弁でありました。

再度、住基ネットの利用者については50人程度です。それで 200万円の支出、1人当たりでいうと人件費を入れないと4万円です。住基カードをつくる時には自己負担金があるので、住基ネットは国が運営しているとはいえ、無駄と感じていますが、いかがですかの質疑に対し、住基ネットは全国で行っているもので、住基カードは、例えばその方の希望によって写真入りのものと、そうでないものが選べます。特にお年寄りの方で運転免許証などをお持ちでない方は、写真入りの住基カードをつくっていただきますと、住民票や戸籍謄本等を取る場合や、銀行などで身分証明書として利用できます。また、税金の確定申告等には公的個人認証を付けた場合、インターネットを利用して行うことができます。また、年金受給者の方について、1年に一度現況届が届き、役場に来ていただいて証明を受ける必要がありましたが、住基ネットによってその手続きが省かれることとなりました。経費としては約 210

万円かかりますが、初期投資分も含め普通交付税措置がされています。住基ネットにはこのような利便性もあり、全国で行われていることから、これからも継続していきたいと考えていますとの答弁でありました。

以上で、住民課所管分の質疑を終了し、福祉保健課所管分の審査を行い、福祉保健課長説明後、質疑に入り、18ページの児童福祉負担金の471万7,000円の未済額は何世帯分ですかの質疑に対し、児童福祉費負担金の未納の471万7,000円の内容は、22年度は3世帯で36万3,240円、過年度は22世帯で435万3,840円の未納となっています。これについては保育所から町へ支払ってもらうようになっていますが、個人の負担金の部分については滞っている状態で、徴収も行っていますが、なかなか支払ってもらえないのが現状でありますとの答弁でありました。

28ページの災害援護貸付金返還金の未納額について説明をお願いしますとの質疑に対し、災害援護資金貸付返還金の収入額は、延べ417名分、1,915万7,622円の災害援護貸付金の収入でした。滞納については53世帯分の滞納がありました。年度はじめに夜間等徴収を行っており、支払の方法など相談にも乗っていますが、なかなか徴収できない状態です。最終年度は27年度で国へ支払うことになっていますが、最終年度になっても回収は無理だろうとは思っています。最終年度では一旦町が立て替えて支払うことになっています。その後についても、引き続き徴収を怠らず実施していかなければならないと思っていますとの答弁でありました。

学童保育についての質疑に対し、歳出で1,000万9,000円の支出となっています。それに対して国の補助が191万1,000円で、海山区での学童保育の分です。補助金として町から学童保育、あおぞらクラブに支出しています。自己負担金は約1万円と聞いていますが、夏休み等は普段の月より少し高くなります。参加児童数により補助が変わってくるので、今後の課題となっておりますとの答弁でありました。

主要事業13ページの子育て事業と私立保育所保育事業の保育対策事業の財源内訳で、起債の額が上がっていますが、どうしてなのかの質疑に対し、これについては過疎債が平成22年度からソフト事業に活用できるようになりましたので、過疎債を充てていますとの答弁でありました。

保育料の算定にあたって、保護者負担の軽減を図るために、紀北町は町独自の保育料の徴収金の基準額表を作成して、保育料を下げて徴収していると思いますが、その町の負担分はどの程度負担しているのかの質疑に対し、保育料についての軽減はしています。国の徴

収額が非課税世帯分に対して、3歳未満ですと9,000円、3歳以上ですと6,000円となっています。町の基準額は3歳未満で6,000円、3歳以上が4,500円となっていますとのと答弁でありました。

養護老人ホームの国の基準は個室だが、国、県からの指導はないのかの質疑に対し、養護老人ホームの現状は22年度で月平均41.8名の入所がありました。高齢化、重症化の中で、室内に夜間のみポータブルトイレの設置をしています。部屋にカーテンを設置し、今、できる範囲でプライバシーを守るように心がけています。今後の展開としましては町長とも協議させていただきまして、今の状況でユニットにすると負担が増えてくるという中で、県、厚労省にも確認しています。現在のところ指摘はされていません。旧の施設ですので、それを利用して措置費で運営しています。監査では特に問題ありませんとの答弁でありました。

以上で、福祉保健課所管分の質疑を終了し、環境管理課所管分の審査を行い、環境管理課長説明後、質疑に入り、浄化槽設置に対する補助はあったのか、何件あったのか。決算書の数字を見ると町の持ち分が低くなっているが、補助の比率が変わったのか。それと浄化槽設置にかかる自己負担の額はの質疑に対し、平成22年度の補助件数は5人槽が33万2,000円の補助額で43基、7人槽が41万4,000円の補助額で15基、10人槽が54万8,000円の補助額で1基の計59基です。次に補助割合についてですが、この交付金は5年間の循環型社会形成推進計画を立てて補助をしてもらうものであって、交付対象基本額の範囲内であれば、比率を変えることができるもので、今回は国の財政状況に応じ、県の指導で行ったものであり、平成22年度以降で調整をしていくものです。平成22年度の補助の内訳は、新築は約7割、汲み取りや単独浄化槽からの転換が約3割ぐらいで、設置にかかる自己負担額は、5人槽で設置場所にもよりますが、60万円から80万円ぐらいになりますとの答弁でありました。

塵芥処理費の需用費の中の約1億1,000万円の修繕料について、平成20年度、平成21年度の修繕明細と支出額を教えてください。また、修繕の入札は建設当初に入っていた業者と随意契約を結んでいたが、今は指名競争入札を行っているみたいですが、町外の業者だと思います。町外の業者でないとできない修繕ばかりではないと思いますので、地元業者を入れて地元業者の育成も考えてもらいたいとの質疑に対し、紀伊長島リサイクルの修繕料は、平成20年度で4,830万4,200円、平成21年度で4,680万4,170円、平成22年度で6,394万7,861円です。海山リサイクルセンターの修繕料は、平成20年度で3,521万5,236円、平成21年度で4,331万3,773円、平成22年度で4,809万4,608円です。クリーンセンターの修繕料は、平成20年度で3,506万8,845円、平成21年度で2,919万円で、平成22年度で1,530万7,782

円です。今までの修繕は主に随意契約で行って来ました。平成23年度からは指名競争入札で行っています。どうしても建設当初に入っていた業者でなければ無理な修繕については随意契約で行っていますが、両施設の職員から相談を受け、入札でいくか、随意契約でいくか判断しています。指名競争入札は3社から4社の業者で行っていて、業者においては県外です。地元業者の育成を考えて今後は入札の仕方も検討していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

RDFの処理単価の今後の推移と、ごみ収集処理事業についてと、不燃物処理施設とし尿処理施設の現状についての質疑に対し、RDFの処理単価については、平成22年度は6,134円、23年度は6,684円の予定でしたが、7,057円になりました。24年度7,980円、25年度8,903円、26年度9,826円と上がっていきます。平成28年度に1万908円という単価になっています。ごみ収集については、海山区、紀伊長島区ともそれぞれの業者に委託しています。収集に関して住民の方から指摘がありましたら、すぐに連絡を取り、委託業者に処理を行っております。次に不燃物処理施設についてですが、海山町不燃物処理場については、あと10年ぐらいは持つのではないかと思います。紀伊長島不燃物処理場については、平成25年3月31日までの使用期限という地元との覚書が交わされています。

次に、し尿処理施設の状況ですが、1日に28klの処理ができる施設です。浄化槽汚泥とし尿の割合ですが、当初は6対4でしたが、平成13年に合併浄化槽の設置が義務づけられ、今では4対6の割合となり、汚泥が増えてきており、24時間体制で機械を稼働し、対応していますとの答弁でありました。

以上で、環境管理課所管分の質疑を終了し、農林水産課所管分の審査を行い、農林水産課長説明後、質疑に入り、主要事業の成果、16ページの中の森林整備加速化林業再生基金事業で1億1,250万円の予算に対し、実績が3,658万3,000円、美しい森林づくり基盤整備交付金は2,936万3,000円の予算に対し実績はなし、また、高齢林整備間伐促進事業は予算額2,055万4,000円に対し実績なしと、なぜこの3つの事業で予算に対し、約2割程度の実績となっているのかの質疑に対し、森林整備加速化林業再生基金事業の予算1億1,250万円に対する実績3,658万3,000円の差額は、翌年度へ繰り越した分が大きく、このような額になっています。また、美しい森林づくり基盤整備交付金2,936万3,000円と、高齢林整備間伐促進事業2,055万4,000円の実績額が0となっているのは、これらの事業は平成21年度も実施していましたが、平成22年度も事業の要望をしており、国の当初予算では補助金が付きませんでした。補正予算で付くのではないかという見込みがありましたことと、大変、

有利な補助金であり、町の一般財源の持ち出しがないということで、ぎりぎりまで国の予算が付くことを期待していましたが、国の予算が付かなかったことによるものでありますとの答弁でありました。

以上で、農林水産課所管分の質疑を終了し、商工観光課所管分の審査を行い、商工観光課長説明後、質疑に入り、平成22年度の主要事業で、ふるさと雇用再生基金事業の中の観光コーディネーター3名ほか雇用促進事業について何年度までか。雇用したインストラクターなどレベルの高い専門的な研修を受けた方々が、予算を継続して24年度、25年度に雇用されるのか。また3,100万円の内訳とコーディネーターとの給与体制はの質疑に対し、始まった年度については観光コーディネーターは平成21年度から、観光インストラクターについては22年度、きは倶楽部については22年度、FM観光PRについても22年度からで、基本的にこの3事業は3カ年事業で、始まりは平成21年度から、終わりは23年度です。県の方針は21年度から3カ年にかけて、ふるさと雇用で各市町の実情に合わせて、課題や方針を立てて3年間雇用していいという事業であります。始まりが遅かったので今年度で事業は終わります。今後の話が出ましたが、スキルアップをしてきているので、継続して雇用できればと思っておりますが、制度的なものはこれで終わるといことです。ただ、国の3次補正の中で、ふるさと雇用制度はなくなりますが、緊急雇用制度が予算に上がっていることを聞いています。全国で約2,000億円あり、それがもし同じ形で使えれば活用していきたいと考えていますが、現時点でははっきりしたことは申し上げられない状況です。せっかくのスキルを離してしまうということが、どうかと考えております。事業の内容は人件費のみならず、活動費も含めて需用費として認められています。限度として人件費が50%以上、今回の事業の内訳の割合を申しますと、観光コーディネーター事業は平成22年度61.6%、観光インストラクター71.9%、きは倶楽部設立事業59.2%、FMラジオ番組PR事業が59.4%です。人件費だけで活動できませんので、車、パソコンのリース料、研修の費用などを含めて計上できることになっています。それらを含めた事業費となっています。コーディネーター、インストラクターについては臨時職員より、かなり高い設定にしてあります。月額で25万円を支払っています。ただし、きは倶楽部については完全な事務ですので、日額で5,800円で臨時職員と同じです。ラジオ番組についても18万円程度ということです。コーディネーター、インストラクターについては少し高めの設定をしています。今回、雇った方々については現時点では制度の内容として、緊急雇用については景気の悪い中で、余儀なく辞職された方に対しての雇用の場を与えるということで1年、ふるさと雇用については政策的に今後食べていけるようなスキル

を身に付けたり、いろいろなことをさせることによって雇用を生み出していくことの制度で、この方々の今後を保障するという制度ではなかったということが、現実のところでは。ただ、町としてはせっきくのスキルを身に付けた方々に対して、そのまま民間で活動していける場があれば、民間で雇用してもらえるのが理想ですが、それが現実的にできるかどうかは不透明のところであり、何とも申し上げられません。引き続き雇えることが理想ですが、制度的に難しいですとの答弁でありました。

商工会へ 1,122万円は負担金、補助及び交付金で出しているのですかの質疑に対し、以前、議員から一般質問で質問され、当時、町長は商工会は頑張っているので出させていただけたと答弁させていただいたかと思います。これは合併当時の話ですが、旧長島、旧海山町で補助金を出していきまして、お互い出してきた部分を足して、それを商工会の補助としていました。その後、要望もいただきながら補助金を出しています。商工会の仕事の中では中小企業の育成であるとか支援であり、町に代わってという部分もあると思いますが、そういった費用としてこれまでの慣例も含めて出しているのが現状でありますとの答弁でありました。

けいちゅうの状況について、若干の整備をされて、運営についても工夫されているようにお聞きするが、最近の利用状況についての質疑に対し、昨年度売上 341万 2,700円ということで、過去最高を記録しています。ただ、全体の支出額が 585万 2,845円で差し引きで赤字が出ています。昨年78.4%の伸びを示しましたが、1つは体験を含めてやらせていただきます。体験を担う者として、先ほどの観光協会の観光インストラクター等、彼らが活躍しており、伸びた経緯があります。赤字の原因の1つは、施設自体で部屋が3つしかありません。3つを運用していくわけではありますが、夏休み等はたくさんの方が予約されますが、3つで満室で施設のあり方自体、問題も若干あります。現時点でのこういった赤字になってございます。今年度の状況は観光施設の全般的な話になりますが、道の駅が指標になると思いますが、利用状況を見ますと3月11日の大震災により、以降若干減っていました。また、それ以降6月19日で高速の無料化が廃止され、それ以降道の駅の利用が大幅に落ちています。さらに9月には、台風12号による大水害があって、かなり落ち込みました。通るお客さんはかなり減っているというのが現実です。ただ、キャンプ場は目的地となっていることと、5カ月前から予約を入れているので、そのようなことを見ると高速無料化はあまり関係なく、ほぼ前年と同様の伸びを示しています。そういうことを考えると、けいちゅうも同じでして、1つは震災でキャンセルがかなり出たと、ホテル民宿などもかなり出ています。昨年度と比べると利用者数はかなり落ちている状況でありますとの答弁でありました。

以上で、商工観光課所管分の質疑を終了し、建設課所管分の審査を行い、建設課長説明後、質疑に入り、大白公園の多目的広場基盤整備の進捗状況と、グラウンドの具体的な活用方法はどうなっているのか。また、地籍調査について農業費補助金で実施されていますが、その理由についての質疑に対し、大白公園については平成20年度で事業完了となります。グラウンドの活用方法としては県事業であり、多目的グラウンドとなっているので、サッカー、ソフトボール、野球、陸上などを考えています。面積は日本体育施設協会に準拠したのですが、グラウンドが多目的ということなので、それぞれ協会の規格に合わない部分がありますが、計画しています。地籍調査の補助金については、町の科目は農業費補助金となっていますが、国交省から三重県（政策部・土地資源室）に入ります。国の出先機関では、その部局に見合う部局がないので、農政関係の農林水産事務所が、この補助金を取り扱い、そこから農業費補助金として出されているので、当町も農業費補助金として受けています。これは旧町時代の事業開始当初から同じ科目で扱っています。財政とも協議しましたが、途中から科目を変更するのもおかしいということでした。旧海山町においては、事業開始の平成14年から農業費補助金として受けていますとの答弁でありました。

耐震診断調査については、町で行わず外部業者に委託しているのか、調査件数と不適合となったものの件数を教えてください。健全な建物にする場合の費用等は把握していますか。そうでないと診断しただけで放置となるのではないのでしょうか。その後、対応の紹介をきめ細やかな予算を使って行ってほしいと思いますとの質疑に対し、耐震診断については指定された2業者、NPO法人、安心まちづくりの会、NPO法人三重県木材住宅耐震促進協議会が行っており、実績については50件です。50件すべて不適合となっています。診断については無料で行い、その結果を踏まえ補強設計、耐震補強にかかります。補強設計については16万円が上限、4分の1の4万円が町の補助金です。耐震補強については町補助金が30万円で、ほかに補助金を増やすとなると、町単独で補助金を出すことになります。耐震設計、耐震補強とも実績は1件です。委員のおっしゃることはよく理解しており、耐震診断が50件という実績で、設計補強が1件ずつと、持ち出す金額が大きいので、このような現状になっています。これを促進していくためには、町独自の補助金を考えていかなければならないと思っています。協議していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

主要事業の交通安全対策事業のうち、需用費、道路照明の電気代の内容、修繕料、工事の内容、街路灯の18基増の金額等の内訳、財源内訳のそのほかの200万円の内訳と、電気代の推移はどうなっていますかの質疑に対し、光熱水費の電気代については、約650基の電気代

624万 5,674円、修繕料については道路照明灯の修繕料で、補助金については1基当たり1万 5,000円になります。そのほかの200万円については、交通安全対策事業基金の繰入金です。電気代は道路照明灯が増えていて、それぞれが固定料金となっているので、金額も増えてきていますとの答弁でありました。

以上で、建設課所管分の質疑を終了し、危機管理課所管分の審査を行い、危機管理課長説明後、質疑に入り、決算にかかる主要な事業の実績報告書の消防費、危機管理課部分の防災行政無線管理事業についてですが、J-A L E R Tなどの決算額は1,136万 6,000円となっていますが、その内訳と、もう1つの防災行政無線管理事業の全国瞬時警報システム、J-A L E R Tの更新に要する経費504万円についての内訳と、防災行政無線管理事業が2つに分かれている理由と、J-A L E R T全国瞬時警報システムは国からの放送であるから、全国一律であると思いますが、紀北町のシステムはどのようになっていますかの質疑に対し、まず、2つに分かれている理由ですが、平成22年度の現年度分と平成21年度繰越事業と分かれています。現年度分の1,136万 6,000円ですが、主な支出は紀北町防災行政無線保守点検業務206万 6,400円、陸上局電波利用料144万 1,400円、三重県防災無線運営協議会負担金140万 8,000円、防災行政無線戸別受信機購入費367万 5,000円、J-A L E R Tの紀伊長島区遠隔制御用として、N T T専用回線使用料が33万 8,436円です。繰越事業のJ-A L E R Tシステム更新に要する経費の504万円ですが、津波注意報から津波警報へのレベル上がる際の放送ならまだしも、津波警報から津波注意報へのレベルが下がる際にも放送されていましたので、それを是正するためのシステムが改修されました。システム変更は不具合が生じたことによりますので、決算額504万円につきましては、国からの同額の交付金により充当しています。仕組みとしては気象庁から消防庁へ情報が伝達された後、全国の市町村へ送信され、各市町村では防災行政無線で放送されます。紀北町では本庁で受けた後、紀伊長島総合支所へはN T T回線をつないで、約8秒後に紀伊長島区では放送をしています。地震や大雨警報、注意報も含めて、気象情報全般と国民保護関係、例えばミサイル攻撃など、直接国から住民に伝えるために国が整備しました。その情報は全国の市町村が受けているわけですが、放送するかどうかは自治体に任されています。毎回、大雨注意報などを放送すれば混乱が生じますので、紀北町の場合は緊急地震速報、津波注意報、警報、国民保護に絞って放送していますとの答弁でありました。

以上で、危機管理課所管分の質疑を終了し、学校教育課所管分の審査を行い、学校教育課長説明後、質疑に入り、主要な事業の学校給食センター管理運営事業と、給食施設管理運営

事業は、学校給食センター管理運営事業が海山区分で、給食施設管理運営事業が紀伊長島区分ということであるが、この金額の差はどういった理由からかの質疑に対し、1,755万2,000円の海山区の給食センター管理運営分と、4,013万3,000円の紀伊長島区の給食施設管理運営分と、紀伊長島区の給食施設管理運営事業費が多いことについては、海山区の給食センター管理運営事業には、給食調理員の12名分の賃金が含まれていません。この予算は総務課で管理を行っています。前回、この点について指摘があったことから、平成23年度からは海山区の学校給食センター管理運営事業の中を含め、改善された予算編成となっていますとの答弁でありました。

奨学金返還について、原資はいくらあって、基金は活用しないのかの質疑に対し、貸付をしている貸与者の方々からの返還をもとにして、学費が十分でない方で、勉学に励み、有為な人材の育成のために貸与しているものです。返還金をもって基本的には次の方へ貸与することをもとに運用しています。原資については、貸与者からの返還金をもって対応しています。また、基金の積み立てについては1,743万3,821円を育英基金として管理しています。現在のところ返還金が貸与額を上回っていますので、基金を取り崩して貸与していない状況です。返還金より貸与額が上回った場合、一定の状況により運用することになります。奨学金の貸与については審査会で書類審査を行って対応しています。貸与額については大学生で月2万円、年間24万円、大学4年間で96万円、卒業した翌月から毎年均等割で返還してもらう仕組みになっています。貸与が返還金を下回った場合、上限が決まっているわけですが、貸与が多くなった場合、基金を繰り入れするという縛りが基金条例であります。それで貸与額が非常に多くなった場合は、基金を取り崩して貸与することになっています。現在、歳出の貸与金で585万6,000円に対して、歳入が659万1,000円となりますので、返還金をもって貸与できるということとなり、基金の繰り入れをしなくてもよい状況でありますとの答弁でありました。

以上で、学校教育課所管分の質疑を終了し、生涯学習課所管分の審査を行い、生涯学習課長説明後、質疑に入り、86ページの体育施設費の赤羽公園管理費は全部でいくらになり、主なものは人件費なのか。また、何人雇用しているのかの質疑に対し、赤羽公園管理費は約500万円かかっており、主なものは人件費で委託契約をして、管理をしている方が常勤で1名と、草刈り、樹木の剪定等を行う際に臨時で雇用する場合がありますとの答弁でありました。

以上で、生涯学習課所管分の質疑を終了し、水道課所管分の審査を行い、副参事説明後、質疑に入り、訴訟費用の不用額が380万円についての質疑に対し、当初予算では一般訴訟に

かかる弁護士の日当等について、年8回の考えで予算計上していますが、実際には、口頭弁論は3回でしたので不用額が生じたものでありますとの答弁でありました。

8名ばかり弁護士がいますが、報償額というのは結局、何名ですかの質疑に対し、まず、報償費の42万円は口頭弁論は、実際3回ありましたが、支払は2回分の支払をしています。口頭弁論は津で開かれますので、支払いとしては県外の弁護士3人分が、この報償費にあたります。後、名古屋でこの口頭弁論を伴う協議がありまして、その分が2回ほどあります。それぞれの出席の率が違いますが、単価としては口頭弁論の出席が1人当たり5万2,500円で、また、名古屋の打ち合わせが、1人当たり3万1,500円です。報酬を支払う対象となっているのは5事務所の5人の方で、事務所は関東法律事務所などですとの答弁でありました。

役務費ですが、1事務所について1年間で10万円と、消費税5,000円と理解してよろしいのですかの質疑に対し、役務費のところでは1事務所10万円に、消費税を掛けて10万5,000円です。5事務所に支払っています。契約書で着手時の手数料が100万円と、消費税を足して105万円の金額で、それぞれ5事務所に105万円を支払っています。中間手数料ということで、事務手数料として10万円と消費税合わせて10万5,000円となっています。契約書の第3条に中間手数料という項目がありまして、事務手数料として10万5,000円としていますとの答弁でありました。

役務費の104万9,500円の不用額についての質疑に対し、弁護士の中間手数料と口頭弁論の提出書類となる意見書の作成を100万円と見っていますが、意見書が作成されませんでしたとの答弁でありました。

損害賠償の差額が出た場合の弁護士の成功報酬はどのように考えていますか。協議上定めるとありますが、どうなっていますかの質疑に対し、現在のところ成功報酬は決めていません。今後、町長とも相談させていただき、検討させていただくこととなりますとの答弁でありました。

以上で、一般会計歳入歳出決算にかかるすべての質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

続いて、認定第3号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行い、住民課長の説明後、質疑に入り、国民健康保険料の収入未済額1億3,862万4,969円について、滞納者は何名で、自営業者の方に滞納者が多いのか、会社を辞めて社会保険から国民健康保険に変わった方が多いのか。また、国保の保険料の最高額はいく

らなのですかの質疑に対し、収入未済額1億 3,862万 4,969円については、以前からの滞納繰越分も入っています。現年度分としては94.18%の徴収率でした。滞納繰越分については12.6%で、臨戸徴収や差押え等の滞納処分を行い努力をしていますが、全額回収に向けては難しい状況となっています。国保加入世帯が3,674世帯のうち、滞納世帯は677世帯です。滞納割合は18.43%となっています。会社を辞められて国保に加入された方については、滞納者医療の対象になると思います。一般の被保険者の方についてはほとんどが自営業の方と思われます。退職者の方にかかる保険料の徴収率は、現年度分で96.77%、それに対して一般被保険者は93.9%となっています。退職被保険者の方は若干徴収率が高くなっており、一般被保険者の滞納が多いと思われるが、正確な数字としては持っていません。国民健康保険法の第5条で、国民は国民健康保険に加入することが定められています。第6では共済組合や被保険者保険等に加入している方は、前条から除かれるとされており、それが国民皆保険制度たる由縁ですが、もちろん社会保険に加入すれば、国民保険から抜けていただきます。二重に入ることはできませんし、また、自営業の方は社会保険に入ることはできません。年間の保険料の限度額は73万円ですとの答弁でありました。

予防医学について、長野県の佐久町や茅野市は先進的に取り組み効果を上げている。執行部でも予防医学について考えていってほしい。また、社会保険ではどのぐらい医療費を使っているのか通知しているし、当町もジェネリック医薬品を使うように勧奨しているのかどうかの質疑に対し、ジェネリック医薬品の使用促進については県下全体で昨年から取り組む予定でしたが、医師会との話し合いで、三重県としては今年から全体的に取り組んでいます。紀北町は先駆けて平成22年度から保険証の更新時にジェネリック医薬品の希望カードを同封して、被保険者の方に配付しました。医療費通知は国保についても以前から実施しています。予防医学の件については、確かに病気を予防することは大事と考えています。紀北町の医療費が高いのは、突然大きな病気となり、一生医者にかかり、薬を飲み続けるという事態になる方が多いということであり、医療費は上がり続けることになっていると思います。そういった重症化の状態になる前に食い止めることが大事であると思います。長野県の医療費の低い市町村の取り組みも研究していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

高医療市町村に指定されたり、特定健診の受診率に応じたペナルティについての質疑に対し、高医療指定の件ですが、平成22年度に2年前のペナルティの部分は、予算を組んで負担金を支出しています。平成23年度については、地域差指数が下がったのでペナルティはありません。ただし、2年後にペナルティの請求がきますので、平成24年度に平成22年度分の

請求があるかどうかは、現在のところ未定です。特定健診は平成20年度から始まって、5年間で1つの目処となっており、平成24年度の最終年度に65%の受診率に達しなければ、ペナルティが科せられるムチの部分と、上回ればアメの部分があると言われていました。当初、平成25年度から実施されると言われていましたが、実際は難しいということです。平成26年度も実施されるかどうかは不透明な状況とのことです。ペナルティがあるから受診率を上げていこうとするのでなく、医療費を下げていくために、健診を受けて予防に努め、早期発見、早期治療をしてもらうのは当然のことと考えます。特定健診の受診率は65%を達成しないとペナルティが科せられると言われていますが、完全に決定したわけではありません。先ほど申し上げました理事者と協議していきたいとするのは、受診率がこのままだとペナルティなどの可能性があること、多少なりとも予算を付けてもらって受診率を上げていく方策をとれないかというような提案をできればと考えておりますとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

次に、認定第4号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行い、質疑に入り、質疑なし、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

次に、認定第5号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行い、福祉保健課長説明後、質疑に入り、質疑なし、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

次に、認定第6号 平成22年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行い、質疑に入り、固定負債の財務省の中の金利の高いものを返せるのかどうかの質疑に対し、平成24年度に5%以上のものを返す予定で、そのために決算書の9ページですが、未処分利益剰余金を処分するために、減債積立金に8,500万円を振り替えさせていただきました。これは平成24年度に5%以上のものを減債積立金を使って返す分です。8,000万円を超えるかと思えます。平成23年3月への現在高で1億700万円ほどですが、返済するのが来年度末残高で、その時点では8,400万円ぐらいです。従来、繰上償還をすると、それ以後、普通に返した場合の利息に見合う分だけ、ペナルティのような形で補償金を余分に返さないといけなかったのですが、それができないような償還ができるようになり、今まで6%以上の分はすでに2カ年にわたって返していますとの答弁でありました。

再度、減債積立金は平成23年3月31日で2,977万1,000円しか積み立てていないんですが、

減債積立金で返済するというのですかの質疑に対し、減債積立金は法定で積み立てなければならないのは、利益の20分の1以上となっていて、そういったものを積み立ててきた結果、2,977万円となっています。これ以外に、未処理分利益剰余金というものがありまして、これが利益を積み立ててきたもので、建設改良積立金等のような用途が決まっていない金額です。これを返済に来年度8,500万円必要になりますので、用途を明らかにして減債積立金に積み立てたいと思います。本来ならば何らかの用途が与えられるべきものとされていますが、未処分のまま残っているものがありますので、そちらのほうへ振り替えるということです。そういったことは可能です。建設改良積立金のほうは今回起こさずに、未処分利益剰余金のほうからですとの答弁でありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、当決算特別委員会に付託されました5案件の審査経過並びに結果についての報告を終了いたします。

平野倅規議長

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

平野倅規議長

ここで、1時まで暫時休憩いたします。

(午後 0時 01分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開します。

(午後 1時 00分)

平野倅規議長

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第42号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第43号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

東貴雄君。

2番 東貴雄議員

2番 東貴雄、紀北町税条例等の一部を改正する条例ということで、先ほどの委員長報告の中では、質疑は何もなかったということなんですけども、ちょっと教えていただきたいんですけども、この現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して云々とありまして、地方税法等の改正に伴い云々とありまして、過料に関しまして3万円を10万円に改めるということなんですけれども、これ地方自治法の14条第3項の中に、過料の件のことが書いてあるんですけども、この14条の第3項の中には、過料に関して5万円以下の科す旨の規定を設けることができるというふうに書いてあるんですけども、質問等はなかったということなんですけれども、これに関して5万円とですね、この地方自治法と、それから地方税法等の関係で、何か税務課なり何なりか説明があったかということだけ、教えていただけたらと思います。

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

お答え申し上げます。委員長報告させてもらいましたようにですね、質疑なかったんですわ。本会議でもね、一部質疑がありましたけども、申し訳ありません。今の部分は説明もありませんでした。

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第46号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を打ち切ります。

次に、議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

北村博司君。

18番 北村博司議員

それじゃ、常任委員長にお尋ねをいたします。

まず、歳出18ページの財産管理費、地区集会所管理事業のところだったと思いますが、委員長報告の中で、横町、平成台地区、それから加田と、こういう名前があげておられましたけど、集会所の。要望か何か、ない地区の中に平成台地区というのがありましたけども、私は紀伊長島区に生まれて育ちましたけど、残念ながら平成台地区という地名をあんまり聞いたことないんですけれども、これはどこを言っておるのか。あるいは新しく字名としてこういう創設されたのか、お聞かせいただきたいと思います。ちょっとどこのことかわかりませんし、周りに聞いても俺も知らんという話で、海山区の間違いじゃないんかなと、紀伊長島では聞いたことないんですが、お聞かせいただきたい。

それから、41ページの教育費の住民生活に光をそそぐ交付金事業の中の312万円に、12万5,000円の追加の中で、図書システムの導入にあたってですね、多目的会館図書室、町民センター図書室、児童図書館というのか、図書室というのかな、あれは。を一体的に運営して検索できるようにするということですが、当然、検索した蔵書を貸し出すということがセットになるわけなんですけれども、これは、例えば海山区の方が多目的会館図書室にある蔵書を検索して、貸し出しを受けるのは足を運ばんなんのか、当然、これは一体運用ということになったら、配送サービスは伴うと思うんですが、多目的にあるものは住民からネットで貸し出しの申請があれば、海山のほうの図書室で借し出せる。あるいは返本するのも逆にそこでもいい。委員長は特にご承知かと思いますが、図書館の利用者というのは非常に高齢化してます。2分化していますね、子どもさんとお年寄りと。これせっかく一体的に運用して、蔵書の購入も必要なら3館とも買い揃えればいいですけども、どっか1館にあればええということも、当然その視野の中にあると思うんですよ。児童図書館は別ですよ。これは全く性格が別ですから。その辺は当然、そういう配本サービス、返本の体制もセットで考えられておると思います。その辺についてのご説明いただきたい。多目的にあったら、いちいち多目的までね、それは本買ったほうが安上がりの場合も出てくるかと思いますがよ。ガソリン代や時間的なロスを考えると。

それと、ご承知と思いますが、図書の選定委員会は、現在、多目的にしかありません。海山のほうはおそらく図書館司書の一存で購入されておると思いますが、その辺、前に尾上町長はそれぞれやっぱりそういう多目的のような選定委員会のシステムの必要性を述べられておられるし、その辺はこの、せっかくこれだけ大金の図書の関係の、初めてのことで、

これ。当然、その辺の選定システムの問題も議論されたと思いますんで、これは予算に直結する話ですから、いつごろ選定システムが年度内にスタートするのか、これは町長お約束されておるんでね、前に。その辺をあわせてご回答いただきたいと思います。

平野倅規議長

玉津充教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

北村議員の質疑に回答させていただきます。まず、地区集会所の件ですね。平成台地区とはどこかということなんですが、これは3つの横町地区、加田地区、平成台地区という名前が答弁の中でありましたので、そのまま伝えさせていただきました。その場所の特定は、平成台地区としか言われなかったもので、それ以上は、ちょっと私もわかりませんということです。

それで、あと2点目ですね。図書室、図書館の件なんですが、1つはシステムの構築により貸し出しで足を運ぶのかとか、配送サービス等のご質問がありましたけど、その配送サービス等まではですね、質疑はありませんでした。討議はありませんでした。

それから、2つ目の選定委員会の仕組み等についてですが、それについても質疑も討議もありませんでした。以上です。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

今、ちょっと周りの声だとね、平成台というのは、田ノ谷を指しておるようですね。これ字名田ノ谷です。それで以前は栄町の中に、選挙人名簿なんかでも栄町の中に含まれています。中ノ島というのは1区から8区まであって、あとは栄町という、これも地元の人たちがつくった。今、公認されておるのかな、選挙人名簿には栄町という表現使われていますから。平成台というのはどうも田ノ谷を指しておるんだという話なんです、委員長はご存じないようで、議長ですね、これ議題、議事の中で出てきたんで、ちょっと議長は誰かに、担当課に確認してもらえませんか。田ノ谷地区を指しておるんだったら、あそこ字名は田ノ谷という地区です。中部電力の営業所のあるところやね。いやいや、というよりも議長がちょっと答えてください。わからんままではいかん。いやいやそんなことない。確認されてないということ自体がおかしい。平成台というのは一般的な、公的に使われている言葉じゃない、これ。そやで、公認しておるんなら公認したように言ってください。ちょっと議長申し訳ないけど

も、ちょっと確認したうえで、実際、今、周りから聞こえておった話だったら、田ノ谷というあれは字名です。ちょっと確認してください。

平野倅規議長

確認しますので、そのままちょっと待ってください。

北村議員、住民課長がそれをちょっと調べてくるというものですから、ちょっと待ってください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

6番 入江康仁議員

この委員会の報告は、委員長の報告の中で、質疑の中でいろいろあったけど、北村議員はその田ノ谷の別の審議されておらんことの問い合わせをやっておるわけやね。委員長報告ということは、委員会で審議されたのみの報告なんでしょう。その確認どうのということは、しなかったんか、したんかということの中で、そんな意見出なかったというんやったら、今、住民課長に問い合わせたように、あとで本人に対して、こうですということだけでいいんじゃないですか。これが委員会の報告の委員長報告の答弁できる範囲内だと思いますけど、ここで今度は答えられるんやったら、皆、今度は答えなあかんようになりますよ、質疑によって。委員長はその委員会と報告したのみだけでええんやで、質疑はなかったらなかった。それだけでいいんじゃないですか。そやなけりゃ私らもこれから角度変えて、どんな質問でもできますよ。当然、その所管のあるものはやな、なぜせんのとこうなってくるよ。1つのことは例をあげて言いましょう。

そんなら産業建設でですな、水源訴訟問題なんかもずっとやっておらんやないかな。そんならなぜやらんのとこうのことになったら、答えようないでしょう。だから一番長老のね、一番頭の賢い北村議員ですわ。そんなことわかりきっておって言うんじゃなくって、これは委員長いじめになるような意見ですよ。そこは議長も。

18番 北村博司議員

ちょっと議長止めてください。議事進行に対する議事進行は認められていない。そんなの認めたらいかん。議事進行は、私の結論出てないのに。

6番 入江康仁議員

あんた議事進行と違うのやろ。質問やろ、あんたは。質問やろ、あんたは。議事進行認めたの。あんた質問じゃないの。

18番 北村博司議員

私の質問、質疑に対してあんたがケチつけること自体おかしいやないか。

6番 入江康仁議員

ルールをわしは言うておるんやないか。

平野倅規議長

入江議員の議事進行に、私の立場としてお答えします。

入江議員の言うておることも、もっともやと思います。それで、あとは委員長に再度あったかどうかを確認して、それを委員長から報告再度していただきたいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

それでは議事進行。

北村議員。

18番 北村博司議員

今の議題の采配について。あのね、委員長報告の中で、平成台という言葉使われたんですよ。それどこですか、確認している。述べた方がそれはどこのことかわからんでは、これ議会は成り立たんでしょう。だから、議長確認してくださいって言うているんです。委員長はご存じないんやから、私は周りから聞こえた話は、字名で田ノ谷という地区ですわ。それで平成台っていつから誰らが使っているのか知りませんが、それは担当課が説明に使ったんなら、公的に認められたことになるから、確認してくださいと言うておるんですよ。役場って、行政機構の中で認めたんですと聞いておるんです。だから、議長に私はそういう言うておる、確認してくれって。田ノ谷だったらそれはそれでいいですわ。それが誰もわからんでは困るじゃないですか。本会議で議論して議事録にも残る。テレビでも放映される。地名はどこのことかわからんでは困ります。はっきり申し上げます。

平野倅規議長

わかりました。北村議員の議事進行に私の立場としてお答えさせていただきますけども、委員長は、もう先ほど言われたことに対して、はっきりそれはわからんと。それで北村議員はそれを確認せよと言うて、先ほど確認した。そやけど入江議員より、それは委員長報告がわからんと言うたらわからんのでというふうな、答弁をしたと、北村博司議員は質問で答えたと、それを住民課はまた再度、今の話聞いてお願いを出した。それでまた、常任委員長もそれを今後また聞いて、またそれを反映して回答が出るんやないかと、私はそういうふうなことを期待しております。以上です。

18番 北村博司議員

議長が知っておればいいんですよ。

平野倅規議長

私は、今言うたことは知りません。

質疑を続けてください。

北村博司議員。

18番 北村博司議員

それじゃ意味ないですよ。途中で横やり入ったけれども、いや委員長が審議の結果として報告しておる内容について、それはどこのことですかってお尋ねするのはけしからん。それやったら損害賠償どうのこうのって、横道へ入っていくこと自体が、私はね、明らかに質疑に対する妨害だと受け止めますね。明らかに妨害です。だから私はもうこれ以上質疑する必要ありません。これは、ですから聞いてますから、行政の関係者、その不確かな説明をせんといしてほしい、委員会で。これは警告しておきます。わかってないのに、どこのことかわかってないのに名前上げるって、私はとんでもない話やと思います。以上。

平野倅規議長

それじゃ委員長の答弁は要りませんね。

18番 北村博司議員

要りません。

平野倅規議長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につい

での質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、議案第50号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

委員長、ご苦労さんでした。

次に、産業建設常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算(第5号)について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第2号 平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第6号 平成22年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、決算特別委員長報告に対する質疑を終了します。

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第 3

平野倅規議長

日程第 3 議案第42号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 3 議案第42号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

全員賛成です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第 4

平野倅規議長

次に、日程第 4 議案第43号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に

関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第43号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第5

平野倅規議長

次に、日程第5 議案第44号 紀北町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第44号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第6

平野倅規議長

次に、日程第6 議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第45号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願

います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

平野倅規議長

次に、日程第7 議案第46号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第46号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願
います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第 8

平野倅規議長

次に、日程第 8 議案第47号 平成23年度紀北町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第47号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第 9

平野倅規議長

次に、日程第 9 議案第48号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第48号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第10

平野倅規議長

次に、日程第10 議案第49号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第49号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

賛成多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第11

平野倅規議長

次に、日程第11 議案第50号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第50号については、委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は挙手

願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

全員賛成です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

平野倅規議長

次に、日程第12 議案第51号 平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第51号については、委員長報告のとおり決定とすることに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

全員賛成です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

平野倅規議長

次に、日程第13 認定第2号 平成22年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第13 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14

平野倅規議長

次に、日程第14 認定第3号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15

平野倅規議長

次に、日程第15 認定第4号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第16

平野倅規議長

次に、日程第16 認定第5号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願

います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第17

平野倅規議長

次に、日程第17 認定第6号 平成22年度紀北町水道事業会計決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第6号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野倅規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

平野倅規議長

本日、議員から追加議案の提出がありましたので、議案の配付をいたします。

平野倅規議長

1時50分まで、暫時休憩します。

(午後 1時 41分)

平野倅規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 1時 50分)

平野倅規議長

入江議員。

6番 入江康仁議員

議長、先ほどの教民の委員長報告のことに関して、北村議員の質問の中でですね、議事進行で私、委員長のいじめになるとかと、こういうような表現したらしいんで、そのところはちょっと削除していただきたいのでお願いします。

平野倅規議長

わかりました。

お諮りします。

本日、中津畑正量君ほか3名の者から意見書案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1

平野倅規議長

それでは、追加日程第1 意見書案第4号 環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書についてを議題といたします。

まず、提案者から提案の説明を求めます。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

意見書案第4号 追加議案として上程させていただきました。読み上げて提案に代えさせていただきます。

平成23年12月16日

紀北町議会議長 平野倅規様

提案者 紀北町議会議員 中津畑 正量

賛成者 紀北町議会議員 東 清 剛

賛成者 紀北町議会議員 奥村 武 生

賛成者 紀北町議会議員 入江 康 仁

環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加に反対する意見書(案)

環太平洋連携協定(TPP)参加をめぐって重大な局面を迎えている。

野田佳彦首相は、TPPのもたらす影響について何ら議論することもないまま、参加する

かどうかについては9月21日、オバマ米大統領との初会談で早い時期に結論を出すと表明いたしました。アメリカ大統領からは、「歓迎する」との評価を受けております。

TPP参加は、全国の農林水産業に壊滅的な打撃を与えるのみならず、食品の安全や保険、医療、建設業、労働など、国民生活のあらゆる分野に甚大な被害をもたらすものであり、国民の反対は大きく広がっている。

TPPは、原則としてすべての品目の関税を撤廃する協定で、農林水産省の試算でも、日本の食料自給率は、今、40%から13%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅し、農業生産額4兆1,000億円、雇用が340万人減少するとしています。

また、三重県も「県内農業への影響率は、TPP参加で生産額が500億円減少する壊滅的な状況となる。品目では、米が有機米を除いて輸入品に代わり98%の減少。豚や牛乳、乳製品がそれぞれ約7割減る。」と発表いたしました。

今、東日本大震災から1日も早い復旧、復興に国の総力を挙げた取り組みが求められているときに、TPP参加が、農、水産業を生業とする被災地の復旧、復興にも大きな妨げとなり、被災者にさらなる苦しみを強いることは言うまでもありません。

よって、国におかれましてはTPPに参加することがないように、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 平野倅規

宛て先は、

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	野田佳彦様
外務大臣	玄葉光一郎様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	枝野幸男様

以上の文面で意見書案をつくりました。どうかご審議いただきまして、ご可決いただきますようお願いいたします。

平野倅規議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

北村博司君。

18番 北村博司議員

TPP交渉への参加に反対する意見書について、提案者並びに賛成者にお伺いしたいと思います。提案者だけじゃなしに、賛成者議員からも見解をお尋ねいたしたと思います。

まず、1点目はですね、全国農林水産業に壊滅的な打撃を与えるのみならず云々、甚大な被害をもたらすと、こうあります。私の理解するところではですね、農林水産省の官僚と農協中央会が反対の姿勢を示しているのは承知していますが、地域の農協であるとか、実際に生産に従事している、希望を持ってやっている人たちは違う意見だと思いますよね。これちょっとどちらかという、私、パッと失礼ですが、農水省の役人がつくった文書かなと思っただけで、思ったぐらいですよ。政府官僚の主張にそのまま沿っている、農水省のね。

具体的な点を指摘し、お考えをお聞きしたいと思いますが、私はこのこういう意見書案を出すという話を承ってから、関係者に、何人かにご意見をお聞きしました。まずですね、はっきりされていたのは、この地域で若手で、若い人で農業に参入された方、提案者がよくご存じだと思いますが、賛成ですと、TPP参加を。つまり日本のこの、こういう土地のない狭い、大規模農業のできない地域では、やっぱり将来的に、やっぱり海外貿易を中心にやっていきたい。提案者ね。農業を拡大生産していくためには、一番の障害は人件費だそうです。ご存じでしょう。完全自由化されて、場合によっては海外の労働力が使える場合、非常にコストダウンになって戦えるということですね。今のままでは最大の障害はですよ、農業で食えない原因の1つは、農地法ですね。これは多分、提案者も認識しておられると思いますよ。新規参入を阻んでおるのは農地法じゃないですか。農業の自立を阻んでおるのは。それについてどうお考えになっておられるか。

それから、水産加工業でも現実にハローワーク等に募集をかけても希望者がいない。この現実にご存じでしょう。少なくともここに提案者に賛成して4人もおるのやから、把握してられるはずですよ。イメージ的に若い人が応募してこない。この町で雇用力のあるのは何ですか、それをまずお聞かせいただきたい。雇用力、人を雇って経営している産業は具体的に上げてください。こういうのとこういうの、まずその辺からお伺いいたします。

平野倭規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

北村議員の質疑にお答えします。この意見書を見てもらったらわかるように、個々の企業、または個人経営の農業のやり方、これについてはTPPについて賛成の方も確かにおられます。そのことは僕もよく知っております。しかしながら、このTPPというのは、やっぱり環太平洋というだけに、その9カ国が協定を結んでですね、自由貿易をやろうとしている。そこにはすべての品目を関税撤廃しようということですから、個々のこの賛成反対はあったとしても、その協定が結ばれると、そういういろんな問題が出てくるという意味で、この意見書の提案をしました。

そういう点で、是非とらえていただきたいなと思ってます。どんな企業が海外に行っている、海外を対象にしとるんか、雇用がどんだけしておるんやという話もありますけど、私のちょっと蛇足になりますが、これを提案するにあたりまして、紀北農協支店長や事業部長、また医師会の会長、漁業組合の役員、また森林組合の役員の人にも会いまして、いろいろお話を聞いております。それも包含して、賛成、反対はある人もおるだろうけれども、全体的には大きな関税撤廃によってですね、壊滅的な打撃を与えてしまうという農林水産省の試算のほうが正しいのかな、正しいというか、正しい、正しくないじゃないですけど、そういうとらまえ方で、この意見書を提案をさせていただいておるところです。以上。

18番 北村博司議員

地域で雇用力のある産業は何だという質問に教えてください。

14番 中津畑正量議員

雇用力があるというのは、いろんな事業所があります。私も知ってますけど、それはある方なんでしょうけど、100人近く雇用している方もありますし、その方もありますし、4、5人の人もありますし、個人の営業もやっている方もおられると。しかし、このTPPというのは、先ほども言ったように、この国と国との協定ですから、そこら辺が大きな締めつけというか、約束事になりますから、当然、関税が撤廃されたときには、例えば食べ物で言いますと、安全でない食品も安く入ってくることも考えられるでしょう。公共事業についても外資がどんどん入ってくることも考えられる。そういうところは、アメリカのこの通産関係者が、すべての品目で、日本の言っている言葉とは相、真っ向から対立しているような状況です。しかも、中央のほうでは意見が二分されておるような、もっと本来なら、できるだけ住民というのですか、国民の合意を得るように国会の中でも合意を得るようにして、この参

加していくか、止めるかということになるかと思うんですが、今の地点ではこれはやっぱり問題があまりにもひど過ぎるという、私は考えで提案させていただきました。

18番 北村博司議員

質疑に答えてください。

平野倅規議長

どの会社かって、どういうふうな会社かって。

14番 中津畑正量議員

個々の会社の名前は控えさせていただきたいと思います。なぜなら、その会社はいいけど、悪いけどという意味ではないです、決して。ですから、会社の名前を出して、こういう会社。

18番 北村博司議員

どういう産業だと私言った。会社名をあげよと言ってない。

14番 中津畑正量議員

だから、今、日本の国内でいうと、電気産業や自動車産業、輸出がどんどんできたほうがいいという方もございます。しかし、一番私の歩いたところでは、不安に思っているのは農家の人たちがそう思っておられるようです。農協さんももちろん、そのために1,000万人から超える署名も集めておりました。はい。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

適宜注意してやってください。自論を述べておるだけで、質問に答えてないですわ。私はこれ紀北町議会の総意で出すんですから、世界的な環太平洋だから、あるいは全国的な問題だからという、すり替えています、私は紀北町議会の平野議長の名前で出すんじゃないですか。質疑続けますけども、すり替えたらずぐ即座に注意してください、議長。

私の知る限りですよ、この町の紀北町内の雇用力の大きいのは、私の知る限りですよ。自動車関連産業、それから額縁関係かな、これも大きいですね。雇用力大きいですね。それから水産加工業、それから漁業では中型船、ご存じやと思うけど何人乗っておるんですか。カツオ船だけでも、今、6杯になりましたけど、平均して20から25人ぐらい乗ってますから、100何十人、シビ縄を含めるともっともってね。それから、これね、農協はと言われましたけどね、あなたの聞く農協は偏っておるんじゃないですか。私はこの地方、東紀州で最も優良農協とされている、ここの農協というのは伊勢農協じゃないですか。紀北農協なんてない

でしょう。三重南紀組合長にお聞きしましたけれども、輸出で生きていくと明言しています。TPPについての意見も聞きましたけれども、恐くない。つまり、国内市場では過当競争で、温州みかんに関しては非常に市価が下がっておるんですね。過当競争です、国内での。そうするとあそこは今季、ついこの間20トン輸出しましたけれども、去年は7トン、テスト出荷、そして非常にタイの農業省の検査官が来て、厳密なチェックをしていった。それでバンコクのデパートとかスーパーの店頭には並ぶまで15日かかるんですよ。それでなおかつ、100円高く売れるそうです。国内市場よりも。それで組合長いわく、安心・安全が保障できる。しかも美味しい、甘い。それで高く売れるんだそうです。商品に努力、研究している農家は自信持っているんですよ。大変失礼ですが、補助金もらえばええ、何がどうやねと、既得権益だけにぶら下がっている方は、それは困るという方あるんじゃないですか。ひとつ明快にお答えいただきたいんですが、この紀北町内で農業所得で生活、生計を営んでおる方が何人いらっしゃいますか。把握されておられると思いますよ。この点もお尋ねしたい。

何よりも、これから農業に未来をかけて、特に若い人たちが目がいつているのは14億人の中国です。ここは工業化が激しくて農地がほとんど放棄されて、かつての日本と一緒にですわ。それで食料不足がきている。日本のサンマの高値を維持しておるのはどこの国ですか。答えてください。以上、何点言うたかいな。忘れたったけども答えてください。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

いろいろ質問受けましたけれど、私のほうからちょっとこの町の中のね、各団体、医師会とか農業者の声をまとめている、いろいろの名前。

平野倅規議長

中津畑議員、質問にだけ答えて、自論は止めて質問に答えてください。

14番 中津畑正量議員

だから、その若い人が何を希望を持って生きておるのやということも言われましたね。そのことについては、TPPの協定ができれば、本当にその人たちもなかなか経営がなりにくくなるというのは、私はそう思ってます。それは意見の相違かもわかりません。大多数の人が中山間で農業をしている。この町もそうなんです、この町で農業しておる人もほとんど中山間ですね。しかも、TPPが締結される、されないにかかわらず高齢化や後継者がおらんとかという格好では、随分このしぼんでおります。ただ、森林組合の人とも話したときに

は、こういう言い方をされました。TPPはすでに昭和36年に関税撤廃されておるんです。今は80%撤廃されておるんです。この森林の経営をしていくうえで、これが関税撤廃の将来の農業の姿なんですと、ここまで落ち込んだのは農業の人ですと、森林組合の中央のほうも言ってますし、その方も言っていました。

そういう意味で、私はこのTPPというのは、一部の人がええとか、悪いとかじゃないです。全体的に根本から落ち込んでしまうというのは、産業構造が変わってしまうというのは、大きな問題だという思いから、この提案をさせていただいたところです。

18番 北村博司議員

質問に答えてください。

平野倅規議長

サンマの件とき。

14番 中津畑正量議員

はい、サンマの件ですが、サンマの漁に出かけておる人は三陸沖とか、北海道のほうまで出て行くのは私も知っておりますけれど、その生産地の主なものはやっぱり北海道や東北ですね。そういう意味では、そこのサンマ漁をしている人たちが、それで経営が成り立っているから、今のほうがいいという思いはありますけれど、私どもは、私どもはと言うよりも、今度のTPPのこの提案意見書は、関税撤廃する。必ず外国からいろんな、例にとりますと、長島の町で聞いた話ですが、ほとんどのサバの切り身はノルウェー産だと、しかも安全だったらいいけど、ってというような話も聞いております。町の声としては、良い人も悪い人も確かにおられます。そのことは十分私も認めております。

平野倅規議長

農業所得で生活しておる方とか。

14番 中津畑正量議員

ごめんね。農業所得でこの経営を成り立たせている、生活を守っている人がおられるのかということですが、獣害の問題もありますし、この地方で聞いておるのは、それで辞めちゃうとか、耕作放棄地がどんどん、この生計としては成り立たなくなってしまうたら、先ほど言いましたように、TPP関係なしにね、放棄地がどんどん増えていくということでは、随分様変わりしていきだろうと、しかし、中央の政府が言うておるように、耕作地を広げてですね、どんどん20ha、30haにしたらいんだという話もありますけど、それはちょっとここでは無理だと私は思ってます。ここの紀北町ではね。そういう援助をきちっとしておいて

するんならいいけど、そんなあれではないです。はい。

平野倅規議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

まず、事実関係の間違いから指摘したいと思いますが、サバがノルウェー産だというのは、これは前から知られていることで、油の乗り方なんですよ。かつて、今やっている業者も1軒ぐらいあるのかな、焼きね。サバの焼き、ご存じでしょう。櫛で打って焼く。あれ油乗ってないといかんで、ノルマンディー半島のノルウェーとか、あの辺の油の乗り方で、あっちの輸入品を使っているんですよ。そんなことは普通に知っておることです。正確ではありません。あなたの話は。

それからサンマは、これ東北方面で大量に中国へ輸出されてます。しかもあんだだけ、ああいう震災もあって、いろんな風評もある中で、浜値が支えられておるのは日本人じゃなしに、中国への輸出、向こうの商社が大量に高値で張って買って来るんで支えられておるとい話、私はそういう情報を受けておる。

それから九州方面でも、北九州方面でも非常にかつては中国では鮮魚は食べなかった。生魚食べなかったが、日本人の影響で生魚食べるようになったら、何せ人口が10倍以上ですから、大量に輸出される。それで品不足になってきているという。一方でどうですか、この町の干物の原料はどこから上がっておるんですか、年中干物生産できるのは。ご存じでしょう。水揚げ港は成田でしょう。私はちょっと中津畑議員、提案者とは理解が違うんです。

それと、この間も町長がチラッと一般質問の答弁の中で言われた、長島の30代の若者が農業参入を、私その後調べました。どういうことか。そうしたらその先駆者のところへ相談に来ているそうです。一番の障害は何だったか、農地を買えないことです。あの野菜工場、トマト工場ですね、明確に言って。トマト工場は農地じゃないでしょう。農地は買えなかったんですよ。農業を本当に力つける、若い人で魅力、魅力あるんですよ。隣の国が14億人で農業の食料が不足しておるんですから。大いに商売として成り立つんですよ。それを視野においてしようとする、農地法が障害になっておるんですよ。皆言っていることです。もう私ね、提案者の政党から言うとな、農水省の役人の既得権に、あるいは大変失礼やけど、中央の農協のね、農協政治家と言うたほうがいいかわからん。その人たちの既得権益を守るほうに肩入れするというのは、私は理解できへんわ。もっと若者の新しい農業に魅力感じて、はっきり言ってますよ。農業はきちんとやれば利益上がるんだ、儲かるんだ、食えるんだと

言っておるんですよ、やっている人は。ところが一番その障害になっておるのは農地法だ。新しい参入できんじゃないですか。私自身が例えば農業やろうとしても農地買えませんよ。私は購入する資格ないから。提案者たちは、そういう現実の地元の産業振興という視点に、これからのまちづくりというところに視点を置いてないわ。大変失礼やけども。

大変失礼ですがね。既得権益にぶら下がろうとする官僚と政治家の走狗になりかねんですよ、あなた方のやっていることは。私はちょっと理解できません。再度、ご答弁いただきたいと思います。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

今の質問の中でですね、政党でってというお話も出ましたけども、それは全く関係ありませんので、この際、先ほどの言葉は全然私、政党政派とか思想で、この考え方はいろいろあるでしょうけれど、そんてイデオロギーで動いておるつもりは一切ありませんから、この紹介者の賛成者議員の方を見てもらってもいいように、そんなことでは絶対ないですから、誤解のないようにお願いします。

中国は大量消費地だと、それは私もよく存じております。だったら、このTPPというのは中国なんかも入っていませんですね。そういう意味では、それは近隣諸国の国とは仲良くするのは当然の話です。しかし、この現実、今の中ではTPP協定結ばれておりませんから、関税撤廃もしておりませんから、それなりに守られて生活は農業でも漁業でもできる。しかし、これが結ばれたときには大変なことになると言うて、農林水産省のほうの試案や県の試算を、それしか私ありません。それ以上のこの確証があるというか、証拠があるというか、そういうことで話を進めているんじゃないです。この不安というのは大多数の人が、多数決の意見だと、多数の人の意見だと、一部の人は確かによろしいでしょうけども、そういう見方で、この問題をとらえていただきたいな。

それで、サンマなんかも水揚げは成田だというような話も、サンマじゃないんですか、魚なんかも水揚げ漁港じゃなしに成田だという話も聞きましたけれど、そういう点についても、私もほとんど存じておりません。話は聞きましたけれど、現実に見ておりません。

もう1つは、農地法の関係ですけども、農地法で、言うたら農家の人が守られる。守るべき農地なんですね。そういう意味で、日本の独特のその農地法の中でですね、農地委員会もこの守るために、農地を守るために一生懸命、日ごろ活動されている。しかし、この農業委

員会の方もね、過日も 1,200人集めて、このTPPは非常に不安だということで集会も開いております。決議もされております。そういう点では、私も新聞見ながらの話ですけど、農地法があるから、このTPPの障害になっているから、百姓が困っているんだと、これからしようとする人は困っているんだと、今はいいです。今はいいですけど、この関税撤廃されたときには、本当に大変な外国産の安全でない、というたらおかしいんでしょうけど、いろいろ残留農薬の問題とかBSEとか、そんなことを開放せよと言うてきておりますから、題目にきちっと上げておりますから、それはやっぱり不安だと、全国消費者連盟も反対しているのがそこなんです。そういう意味でね、この早急にそういうTPP締結はやめるべきだという思いで、この提案をさせていただきました。以上です。

平野倅規議長

ほかに質疑される方ありませんか。

玉津充君。

8番 玉津充議員

前者議員も言われましたんですが、この紀北町のですね、若者の雇用先ですね。これは先ほども言いましたように自動車産業の従事者が、まずトップを占めております。一企業を見た場合にね。企業単位を見た場合にですね。それと私たちの年代の子どもたち、どういう産業で生計を立てておるか、紀北町には住んでおりませんが、他所で生計立てたとしてもですね、TPPを結ぶことによってプラスになるところで生計を立てておる者が多いだろうと思います。それが1つですね。そういうところの観点をですね、提案者が感じておられるかどうかということが1つ。

それとですね、この意見書ですね、この中で1つお尋ねします。6行目ですね。TPP参加は国民生活のあらゆる分野に甚大な被害をもたらすものでありというふうに書かれています。国民生活のあらゆる分野であります。これは事実ですか、お聞きします。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

玉津議員にお答えします。この若者の雇用の関係ですけれど、これは例えばですね、我が町でもそうですが、この農業がつぶれたらね、お父さんやお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんがね、実際にはもうここで生活できなくなってしまう、細々でもわずかでも道の駅で商品出したり青空で出したりして、生計の糧にはしております。年金を足してね。ところが、

そういうこともできなくなってしまい、ましてや不安全な食物が入ってきたときには、当然、都会でも困るし、田舎では特にそういう部分が根本から農地が崩れる、漁業も衰退する、林業も衰退するという格好ではね、本当になかなか住みにくい日本というか、この紀北町になってしまうんじゃないかという私の懸念から、提案させていただきました。

もう1つは、この中のあらゆる品目ということなんですが、これに対してはですね、私も資料持ってますが、このいろんな集会在これTPPについて全国でもやられております。この中にさっきも言いましたけど、医師会としては混合診療の問題が、お金持ちしか受けられなくなるんじゃないかという心配も持っておられます。これは医師会として参加して問題提示しているところです。

それでJA、全中についても、これは大変だということで1,176万ですか5万ですか、そんだけのこの関係者も集めて、署名を集めて、中央の政府のほうへドーンとやめてくれということで請願を出している。それで森林組合も同じような、先ほど言ったような、重ねて申しませんが、ここの森林組合もすでに関税撤廃したのが80%、そのためにこだけ森林がこう衰退してしまったという感想を、私も漏らしておりました。組合長じゃなかったですけどもね。ですから、そういう意味では、あらゆる業種産業にこのTPPが入ってくるだろうと、食の安全から、安いものから、もちろんええ面もあるんですよ。自動車産業とか電気製品の産業とか、そういう点ではいいところもあるんですけど、日本は輸出で生きていくんだ、乗り遅れるなという話もあるぐらいです。しかし、基幹産業というのはやっぱりここの町にとっても農林水産、林業、この地場産業、第1次産業というのはやっぱり大切に育てなくてはいけないという思いが、私の中にもあります。

そういう意味で、全国こういう声がどんどん広がっている中でですね、今、ここで反対をしておかないと、提携してしまってからでは、なかなか後戻りはできないと私も思っておりますので、よろしくそのところをご理解いただきたいと思います。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

質問に答えられておりません。私は農業のことを聞いたんじゃないんですね、1番目に。この紀北町の町民のニーズは若者の働く場所の確保、これがですね、一番のニーズなんです。その辺に対してですね、その若者の雇用先、その辺を考えた場合にそれを考慮して、なおさらこれを提案者は言われておるんですかということが1つですよ。農業のこと聞いておるん

じゃないんです。

それから2つ目ですね。あらゆる分野に甚大な被害をもたらすものですね。これについては提案者は今ですね、TPPはあらゆるものが参加するんだと、それはあらゆるものが参加します。しかし、あらゆる参加したものが全部甚大な被害を受けると書いてあるんですよ。これ正しいんですかということですよ。お答えください。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

少し言葉足らずだったと思うんですが、働く場所の確保、若者がね。これについてはね、それは自動車産業であっても、いろんな産業であっても、それは働く場所があるのに越したことはないし、むしろつくるべきですし、誘致してでもつくるべきだと私も思っております。しかし、関税が撤廃されたら、いろんな安い車も何も、車だけじゃないですけど、いろんなものが入ってくると、そこで生活ができにくくなってしまったら、昔よく言う、風が吹けば桶屋が儲かるじゃないですけど、いろんなところに波及していく、そこで自動車を買うにも買えなくなってしまうというようなところまで、私はここで断言するわけにはいきません。そういう言うたら、この構造がですね、日本の構造が農業、漁業、林業を中心のこの町が、ましてや相まって電気産業やこの自動車産業も含めて、上手いこと行っているにもかかわらず、ここでどうしても参入しなくちゃならんのかと、いやいやですから、その生計を立てて働く場所の確保というのはですね、それはつくるべきだが、今でもあるところもあります。そやけど、それが果たして提携してしまったら持つのかどうかという不安が、私にはあります。

ですから、この若者の働く場所が結ばなんだからなくなるんかと、結ばなんたら守れるんかという話になりますけど、それはやっぱり今までの経験で守っていけると私は思いますけれど、これも確定したものの言い方はできません。

それと、あらゆるものに対する、あらゆるものにこのTPPの壊滅的なあれができるんかということですね。そういう意味では、本当に私先ほど言うたように、医療から労働から金融から、それがすべて関税撤廃によってですね、影響が出てくるというのは、それは農林省は農林省の考え、ほかのところでもお医者さんはお医者さんの考え、そういう中で、相当大きな不安となってね、健康に生きていくうえでは混合診療を開放してしまうと、お金持ちしか極端に言えばですよ、お医者さんに行けなくなってしまうような危惧もされています。それは確定的ではないですけど、そういう輸入がどんどん増えてくるという意味では、

安いものが入ってくるというのは、一面、歓迎するようなところもありますけど、そういう不安定なというか、不安全なものも入ってくる恐れが多分にあると、今までいろいろな毒入り、なんやというのも入ってきましたが、そういう意味で、このあらゆる業種に何の品目が関税撤廃の品目が制限せずに、すべてのものに関税撤廃だというのはアメリカの主張ですから、これはもう避けられないのかなと思っております。そこで取捨選択できればと思いますけど、それも今のところアメリカさんと最初に説明したように、意見の違いがあります。

平野倅規議長

玉津充君。

8番 玉津充議員

私の感覚とは随分ズレ、意見のね、意見の相違というか、もう見解のズレがありますんで、これ以上質問しても無駄だと思いますが、この日本の基幹産業の工業立国といわれる日本のですね、今の産業の主力であります。これが一番関連しておるのが、関税と円高、そういうものが阻害しておるのが現状です。したがって、それらを是正する、その日本経済がですね、発展する意味では、私はTPPは必要だと思いますし、当地方の雇用にもそのほうがいいだろうというふうに思ってます。

それともう1つ、この意見書のこれはですね、私の質問の回答になってないと思うんです。これは事実じゃないことを書いてあるんでね。これではもうはなから話にならんだろうというふうに思います。これ以上、討議してもですね、噛み合いませんので、ご答弁はよろしいです。議長、ありがとうございます。

平野倅規議長

ほかに質疑ありませんか。

樋口泰生君。

3番 樋口泰生議員

この文書の中の、今、東日本大震災から1日も、後ろのほうの部分なんですけど、私も3.11で大変衝撃的な思いをいたしましたので、紀北町民のことだけでなくですね、日本全国を顧みましても、この一文が気になりまして、TPP参加が農、水産業を生業とする被災地の復旧、復興に大きな妨げとなりと書いてあります。これどういった妨げになるのかを、ご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

平野倅規議長

中津畑正量君、明快なる答えをお願いします。

14番 中津畑正量議員

日本の国の中でですね、この東日本大震災というのは、本当に9カ月経った今でも、大変な傷跡残ってますし、避難している人がおります。農業したくてもできない状況、その人たちは1日も早く復興に立ち上がろうとして頑張っておりますけれど、特に北海道やこの東北の地方というのは、農作物が主力の産業でもあります。漁業ももちろんそうですが、そういう点では、この農業の品目に対して、米とか、馬鈴薯とかそういうものに対する関税撤廃をすると、これは本当に災害に輪をかけて生業としては成り立たなくなるという心配は、これは東北地方でも出てます。すでにこのTPPやめてくださいという話出てますから。そういう意味では、これを遅らせるわけにはいかん。復旧、復興を遅らせるわけにはいかないという思いで、そんな復興に今、専念しなくてはならないときに、これを自由化して、関税や規制を撤廃しですね、自由にしたらと、その人たちの生活はもうひとつ大変になってくるという思いで、これを入れました。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

まず、TPP、これ放映されておりますので、これを英語で答えていただきたい。

それともう1点は、日本の食料自給率は40%とおっしゃっていただけますけども、これはいろいろな統計があるわけですね。70%という人もおるわけです。というのは、捨てておるもんがあるわけですね。だから一面的にその統計をとらまえるのはいかなもんかなということが2点。

3点目はですね、日本はいわゆるASEAN+6、1967年、それからAPEC、1981年、オーストラリアの総理が提案して、それで伸びてきました。その中にあって一番の問題はですね、日本の経済の抱える問題は、玉津議員もおっしゃったけども、1985年のプラザ合意です。変動固定相場制、今77円ですけども、変動性で。あのときは240円やった。その5年後にバブルが起こった。そういう流れの中でですね、これはですね、非常に勉強していかないと、我々はこれ意見は出にくいですよ。グローバルな経済の中で、ヨーロッパはヨーロッパでそういうもの結んでおる。その9月か、9月に韓国はFTAを結んだ、アメリカと。だからそういうことを踏まえて考えていかないとですね、私は日本の経済がいかれた大きな要因の中のね、1つには、やっぱりプラザ合意だと思います。為替レートの、いわゆる円高ですね。円高がこんだけ、いわゆる日本の経済を疲弊させておる。

だから、もっと国が、これは国の仕事ですけどね、財政出動して、円高を円安にもっていき、こういうものがですね、やっぱり総合的なことを言わんと、データ不足があるんですよ。1868年、明治維新のときに、ときのイギリスの総理大臣がですね、嘘の中に3つの嘘があると、その1つは統計の嘘がある。これ非常に恐いんですよ。これ嘘ですよ、自給率は。だから断片的にとらまえておるような意見では、ちょっとこれは問題があるんじゃないですか。

平野倅規議長

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

お答えします。私の知識の中にはないようなこともありますので、そこはご容赦願いたいと思います。1つは、このTPPはどういう英語使うんかということですが、私も英語は下手くそなんですが、trans pacific partner という格好で、訳するようです。はい。

それと、2番目にいう自給率の関係ですか、これはあくまでもね、農水省のほうの資料があります。試算であります。そういう意味ではね、私も全国的なその自給率はどんだけかというのは、計算方法もわかりませんし、ただ、公式に発表しているだけにね、三重県のほうの資料もやっぱり参考にはなるな、これは自給率をこれから今まで50%に上げなあかんと言いながら、13%まで落とすような施策はないと、私も思っておりますんで、それぐらいの、えらい感覚で申し訳ないです。

3番目のプラザ合意というのは、ちょっと私の認識の中では、この論議の中にね、当然、そういうものも加味して、総合的に考えて意見書を出さないかんんじゃないかというあれも、よくわかるような気がするんですが、私そのこと自体がちょっとよく存じませんので、ただ、TPPについては、先ほどから何回も同じことを言うようですが、関税撤廃にはやっぱり問題があろうという思いで出させていただきました。

平野倅規議長

瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

先ほど言いましたようにね、1967年にASEANができて、それにASEAN+6、それで1981年にAPECができた。その中で結局TPPが出てきたわけですよ。それは環太平洋ですけども、いわゆる東南アジアもある。韓国もある。中国もある。APECにはロシアも入っておる。そういうグローバルの中でですね、どういうふうにして我々が生きていくかということの課題だと思っんですよ。それを賛成とか反対とかということの議論する前にです

ね、私はやはりよく勉強してするのが本意じゃないかというのが、私の意見です。お答えは
要りません。

(「質疑打ち切り」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

討論がないようですので、動議を提出いたします。

ただいま、議題となっております意見書案第4号については、所管の常任委員会に付託し
て、閉会中の継続審査をすることを望みます。

(「動議賛成」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

ただいま、川端龍雄君から追加日程第1 意見書案第4号 環太平洋連携協定(TPP)
交渉への参加に反対する意見書を、所管常任委員会に付託し、継続審査を求めることの動議
が提出され、1人以上の賛成者がありましたので成立いたしました。

詳しい説明等を川端龍雄議員に求めます。

川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

本案件についての継続審査の希望することに対して趣旨説明をいたします。

先ほども賛否いろいろありましたけど、やはりこの議題につきましても、私も先ほどの質
疑にもありましたが、定例会の開催、この最終日、直前に、このような発議ということが示
され、やはりいきなりこの本会議で賛否を採るといことはいかなものかと、やはり全議
員、委員会付託とか、いろんな皆さんのご意見を聞き、それがやはり議会の言論のことを言
われることではないとか、私はそのように思います。

やはり今後におきましても、全議員でこの問題を議論に議論を重ね、また審議して1つの
紀北町議会の考えとして、これをまとめていくことにしていただいても、まだ遅くはないと
思いますので、そのことに対して、この閉会中の継続審査の動議を出しました。以上でござ
います。

平野倅規議長

したがって、追加日程第1 意見書案第4号 環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書を、所管常任委員会に付託し、継続審査を求めることの動議を議題として、採決いたします。

お諮りします。

この動議のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

平野倅規議長

挙手多数です。

したがって、追加日程第1 意見書案第4号 環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加に反対する意見書を、所管常任委員会に付託し、継続審査を求めることの動議は可決されました。

平野倅規議長

本動議が可決されたことに伴い、付託委員会を決める必要がありますので、ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時 47分）

平野倅規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時 03分）

平野倅規議長

委員会付託表配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平野倅規議長

お諮りします。

意見書案第4号については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表により、総務財政常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、総務財政常任委員会に付託することに決定しました。

委員会の運営にあたっては、総務財政常任委員長において取り計らってくださいますよう、お願い申し上げます。

平野倅規議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月6日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、提案いたしました議案につきましては、原案のとおりご同意、並びにご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

今議会では、紀勢自動車道紀勢線の延伸に関する振興策をはじめ、防災、保健、福祉、町内の景気対策など、多岐にわたり山積する重要課題について、さまざまなご指摘、ご提案をいただきました。現在、厳しい財政状況やさまざまな町政の変化を勘案しながら、平成24年度当初予算の編成を進めておりまして、住民目線に立ったさまざまな重要課題に対応していくための施策が実行できるよう、力を注いでまいりたいと考えております。

本町の将来を見据え、全職員とともに課題に取り組んでまいり所存でありますので、今後も議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後になりましたが、今年も余すところわずかとなりました。議員の皆様はこの1年のご苦勞に対しまして、心からの感謝を申し上げますとともに、ご家族お揃いで輝かしい平成24年の新春をお迎えくださいますよう、心から祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

平野倅規議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。平成23年12月定例議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月6日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを、心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、年末年始を控え、ご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されますようお願いいたします。また、職員の皆様には、新年度の予算編成をはじめ、年末年始の大変忙しい日が続くと思いますが、より良き紀北町の推進に向け、何とぞよろしく願いをいたします。

最後に、町民の皆様におかれましては、日ごろから町議会に対しまして、温かいご支援とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。これから寒さも厳しくなるおり、インフルエンザの流行も気になるところでございますが、健康には十分ご留意され、良き新年をお迎えになることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。

この1年間、本当にありがとうございました。

平野倅規議長

これをもちまして、平成23年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時 08分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 4 年 3 月 2 日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 奥村武生